

議 事 日 程 第 2 号

平成30年12月3日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	山	村		明	議員	2 番	工	藤	正	雄	議員	
3 番	堤		郁	雄	議員	4 番	佐	藤	忠	次	議員	
5 番	佐	藤	弘	司	議員	6 番	山	田	富	佐	子	議員
7 番	高	橋		壽	議員	8 番	高	橋	英	夫	議員	
9 番	齋	藤	千	恵	子	議員	1 0 番	鈴	木	藤	英	議員
1 1 番	皆	川	真	紀	子	議員	1 2 番	成	澤	和	音	議員
1 3 番	鳥	海	隆	太	議員	1 4 番	相	田	光	照	議員	
1 5 番	中	村	圭	介	議員	1 6 番	海	老	名		悟	議員
1 7 番	島	軒	純	一	議員	1 8 番	小	久	保	広	信	議員
1 9 番	太	田	克	典	議員	2 0 番	我	妻	徳	雄	議員	
2 1 番	木	村	芳	浩	議員	2 2 番	相	田	克	平	議員	
2 3 番	島	貫	宏	幸	議員	2 4 番	小	島		一	議員	

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 井 戸 將 悟

総務部長	後藤利明	企画調整部長	我妻秀彰
市民環境部長	堤啓一	健康福祉部長	小関浩
産業部長	菅野紀生	地方創生参事	武発一郎
建設部長	杉浦隆治	会計管理者	猪俣郁子
上下水道部長	宍戸義宣	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	渡辺勅孝	総務課長	安部道夫
財政課長	遠藤直樹	総合政策課長	安部晃市
教育長	大河原真樹	教育管理部長	渡部洋己
教育指導部長	佐藤哲	選挙管理委員会 委員長	小林栄
選挙管理委員会 事務局長	村岡学	代表監査委員	森谷和博
監査委員 事務局長	宇津江俊夫	農業委員会会長	伊藤精司
農業委員会 事務局長	宍戸徹朗		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	高野正雄	事務局次長	三原幸夫
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	渡部真也
主査	堤治	主事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

一つ、こどもの貧困について外3点、8番高橋英夫議員。

〔8番高橋英夫議員登壇〕（拍手）

○8番（高橋英夫議員） おはようございます。

2015年の6月議会で初質問をして以来、今回で14回目の質問となりますが、初めてトップバッターのくじに当たりました。

議会運営委員会で、質問順位を通常は副委員長佐藤弘司議員が引くのですが、今回、佐藤弘司議員も一般質問をするということで、次に年長者がやるとなりましたら、山村議員も一般質問、次の年長である私も一般質問、次の小久保議員も一般質問ということで、最終的には明誠会の相田克平議員だったんですが、そのときは代理で島貫議員が来ておりまして、動揺しながら引いたくじの1番が私のくじということで、非常に今、ある意味晴れがましい気持ちでおりますけれども、トップバッターにふさわしい、すがすがしい質問内容になるように努力いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

大きな質問項目の1番、こどもの貧困についてでございます。

山形県が8月9日から9月3日までの期間で行った「子どもの生活実態調査」の結果が11月19日に公表されましたが、それによると、県内の子供

の貧困率は16.0%で、平成28年国民生活基礎調査における全国の子供の貧困率13.9%よりも2.1ポイント上回っています。

そこでお伺いいたします。

山形県全体では16.0%ですが、米沢における子供の貧困率はどうなっているのでしょうか。米沢市独自の調査は行われているのでしょうか。

実態の把握ができていないとすれば、今後このことについての調査などはどのようにしていこうとしているのでしょうか。

また、子供の貧困は子供たちにどのような影響を与えると考えておられるのでしょうか。

現在、米沢においては子供の貧困に対してどのような対策が講じられているのでしょうか。お伺いいたします。

大きな質問項目の2つ目です。雪に強いまちづくりについてお伺いします。

これは、これまで何回も取り上げてきたテーマです。

さきの9月議会においては、「除雪サポーター制度を考える市民会議」を立ち上げてはどうかという提案をいたしました。それに対して企画調整部長からは、「現在、各地域からのお話をお聞きした上での、新たな住民同士の助け合いによる雪処理体制を検討していく中で参考にさせていただきたい」との回答がありました。また、「来年度を目標に、地域の実情に応じた、地域共助による除排雪体制のモデル事業を立ち上げ、これを検証しながら、よりよい制度を構築していきたい」との回答もありました。

各コミセンなどに出向き、話を聞いているということでしたが、現時点ではどのようなモデル事業がイメージされているのかお伺いいたします。

また、その2点目として、大学生の冬の暮らしについて取り上げたいと思います。

山形新聞に、山形大学工学部の東山教授が2006年から研究室の学生と取り組んでいる除雪ボランティア活動の紹介と東山教授のコメントが載

っておりました。このコメントとして、「外から人を呼ぶ除雪ボランティアは往々にしてイベント化するが、大事なのは日常化すること。大学生だけでなく、中高校生とも連携することで、もっと雪に強い地域をつくれるのではないか」というものでした。

学生がボランティアに参加する意義に加えて、雪国ならではの暮らしの魅力を味わうことにもつながり、米沢定着のきっかけになり得るのではないのでしょうか。若者との連携による除雪ボランティアという形もモデル事業の一つにはなり得ると思いますが、いかがでしょうか。

また、来年度を目標にしたモデル事業の立ち上げを目指すならば、現在市内で実践されている共助除雪の実態を把握した上で、今シーズンからの検証をスケジュール化すべきと考えるが、いかがでしょうか。

質問項目の3つ目に移ります。「健康長寿日本一」に向けた芸術文化活動の推進について。

昨年、2017年6月に文化芸術基本法が制定されました。この法律は、2001年に文化芸術振興基本法として、芸術や文化の振興を支援する目的で議員立法で制定されたものです。

今回の改正では、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの分野の施策を法律の範囲に取り込んで、芸術文化の振興だけにとどまらないということで、名称も文化芸術基本法に改めたことが特徴です。

この法律の第37条では、「文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる」という規定が新設されています。

また、今回の改正で、地方文化芸術推進基本計画の策定がうたわれましたが、その前提として、条例で明確にした自治体の文化政策の目標を具体化するというものがこの計画になります。

山形県ではことしの3月20日に山形県文化基本

条例が公布、施行されました。

一方、米沢市の文化芸術活動の現状はどうか。全体として、芸術団体などの活動に参加する市民の高齢化が進み、若い世代の文化活動離れが進んでいます。

「健康長寿日本一」を目指す上で、心の健康のバロメーターとも言える文化芸術活動の活性化を支援、推進することは重要な取り組みと言えます。

米沢市文化基本条例を制定し、米沢市文化芸術基本計画を策定し、審議会を立ち上げ、市民、文化団体、事業者、教育機関、行政との連携、協働を図るべきと考えますが、どうでしょうか。

最後の質問項目です。森林再生について。

米沢市の面積548.51平方キロメートルのうち、8割は山林と原野です。森林の4割を占める人工林の半分以上は樹齢50年を超えて、伐採するべき時期を迎えています。

森林整備、保全、保育、伐採などを担う林業を支援することは、米沢市にとっても重要な課題の一つと考えます。

米沢市まちづくり総合計画によると、57ページ、施策1-3の施策の目指す姿として、「森林資源の利用・保全を進め、森林の維持管理に努めるとともに、農林業の担い手を育成・支援します」とあります。

また、施策での取組1-3-1では、外部からの農林業の担い手を育成・支援しますとあります。

さらに、施策1-3-5、森林資源の利用・保全では、「良質材の生産や森林の公益的な機能の維持増進を図るため、間伐等の適正な森林整備を推進します」「地域の森林資源の利用による林業・木材産業の活性化を図るため、公共建築物等への地産木材の利用拡大と木質バイオマスエネルギーの利用を促進します」「緑とのふれあいを通した環境保全の心を育むため、学校や地域と連携して森林体験学習を推進します」「林道等の林業基盤の整備を推進します」とあります。

これらの施策の現状、進捗状況はいかがでしょうか。

以上について、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 おはようございます。

私からは、子供の貧困率についてお答えいたします。

繰り返しになる部分がございますが、山形県は、平成30年8月9日から9月3日を調査期間とし、平成30年4月1日現在で、年長児、小学5年生、中学2年生、高校2年生の子供とその保護者、7,591世帯を対象に子どもの生活実態調査を行いました。うち本市は587世帯が対象となっております。

この調査の中間結果が11月19日に公表されたところです。有効回答の回答率は、子供1,807世帯で30.5%、保護者2,529世帯33.3%となっております。

この「山形県子どもの生活実態調査の結果」において、県全体の等価可処分所得が122万円に満たない世帯の子供の割合、いわゆる子供の貧困率は16.0%という結果となっております。これは、平成28年国民生活基礎調査における全国結果である13.9%と比較して高い結果となっております。

なお、今回公表された調査結果は県全体のものであり、本市の状況については今年度中にまとめられる当該調査の最終結果において明らかになる予定となっております。

次に、今後どのように実態調査を行っていくかについてお答えいたします。

県からは、このたびの実態把握のための調査に当たって、事前に調査項目内容が県内市町村に示されました。その調査項目について、本市としては追加等の要望はないと報告しているところであります。

よって、今年度末に示されるこのたびの調査の

最終結果を待ちたいと考えているところであります。

貧困によって子供にどのような影響を与えるかについてですが、このたびの調査結果では、子供の回答で、「勉強」「進学・進路」への悩みや不安はどの世帯の子供も同じような割合になっているのに比べ、「家にお金がないこと」や「自分の部屋がないこと」「身体の成長や季節に合った服、靴が足りないこと」については、等価可処分所得が122万円に満たない世帯の子供が悩みや不安を感じる割合が高くなっている状況にあります。

子供の貧困に対する本市の取り組みとしましては、生活保護利用世帯を含む生活困窮世帯を対象に「子どもの学習支援事業」を実施しております。

本事業は、貧困の連鎖防止を目的に、子供に対する学習支援、進路相談とあわせて、親に対する養育支援を行うもので、現在6世帯7名に対してサービスを提供しております。なお、平成29年度の利用者6名のうち2名が中学3年生でしたが、いずれも高校へ進学しております。

実施に当たっては、児童教育や児童福祉に見識のあるNPO法人に委託し、親子とより緊密な信頼関係を築くため、家庭訪問形式にしております。家庭訪問形式のメリットといたしましては、子供の学習環境や日常生活を直接確認できるとともに、親子交えて話をするすることで、子供の将来と一緒に考え、世帯の自立に向けた効率的な支援につなげられるものと考えております。

なお、事業の推進には周知が何よりも重要と認識しております。今年度は、広報やホームページに加え、市内小中学校の全児童生徒に保護者向けのチラシを配布したところですが、今後も引き続き周知に努めたいと考えております。

また、子ども食堂の実施に当たっては、コミセンなどの公共施設を利用する際に、利用料を減免する支援を行っております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、2の雪に強いまちづくりについての御質問にお答えします。

本市では少子高齢化が進み、ライフスタイルが多様化する中、これまでの雪対策のあり方を見直し、将来に向けた雪対策の基本的な考え方と施策の方向性を明示するとともに、さまざまな取り組みの相乗効果を図りながら、雪対策を総合的に進めていくために、雪対策総合計画をことし5月に策定いたしました。

その計画の施策の一つとして、地域共助による除排雪体制を整備することで、冬期間も安心して暮らせるまちづくりを推進していくことを掲げております。

そのため、本年9月定例会の高橋英夫議員の一般質問の折にも、地域共助による除排雪体制整備に向け、各地区からお話をお聞きしている旨の答弁をいたしました。その後、市内全地区のコミュニティセンターに出向きまして、地域の実情をお聞きした上で、話し合いを進めてまいりました。

その結果、地区町内会など複数の団体から、地域としてモデル事業に取り組んでみたいとの申し出をいただいているところです。

来年度からのモデル事業として実施すべく、予算も含めた検討を行っている段階ですので、今シーズンからの実施は難しいところですが、現在は各地域において課題を整理していただきながら、事業内容を精査している状況です。

今後、モデル事業として取り組んでいく中で、効果の検証や評価を行いながら制度設計を進め、将来的には市内全域の町内会などを対象とした事業に拡大していきたいと考えております。

次に、学生ボランティアについての御質問にお答えします。

議員御紹介の新聞記事のように、市内の学生によるボランティア活動は大きな力を持っており、除雪活動はもちろん、地域イベントへの参加や企

画運営、学習支援など多岐にわたっており、高齢者や子供たちを初め、多くの市民の方々から「若い学生から笑顔や元気をもらった」との声もお聞きしております。

学生の中には、このようなボランティア活動やサークル活動を通して米沢への愛着が生まれ、他県出身でありながら市内企業への就職を果たす学生もおり、学園都市推進のために、市内に住む学生の力は欠くことのできないものでありますので、引き続きさまざまな学生の活動を応援する取り組みを実施し、学生との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

学生除雪ボランティアにつきましては、市としても、これまで学生と地域をつなぎ、スムーズなボランティア活動が可能となるよう橋渡しを行ってまいりましたが、今後もこのような活動を継続しつつ、連携を強化してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、3の「健康長寿日本一」に向けた芸術文化活動の推進についてお答えいたします。

議員も述べられましたが、国では平成29年6月に文化芸術振興基本法を一部改正し、新たな時代に即した総合的な文化芸術振興を展開するため、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を取り込み、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを目指し、文化芸術基本法として施行いたしました。

また、この法律を受けまして、山形県ではことし3月に山形県文化基本条例を制定し、現在その施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成31年度から5年を期間とした山形県文化推進基本計画を策定中であります。

このような中で、本市でも同様に条例や計画を策定してはどうかとの御質問であります。条例の制定や計画の策定に当たりましては、施策の範囲が文化芸術分野にとどまらず、観光やまちづくりなど幅広い分野が含まれますとともに、文化芸術に関しましても、芸術のほか生活文化や伝統芸能、食文化、文化財等、大変広範囲にわたります。このことから、さまざまな方々から御意見をお聞きするとともに、本市の特性を生かした条例や計画とするためには、十分な時間をかけて協議を行う必要があるものと考えております。

現在、本市の芸術文化振興施策につきましては、米沢市まちづくり総合計画や第3期米沢市教育・文化計画に基づき、「郷土の歴史を継承し、芸術文化を創造するまちづくりの推進」を掲げて事業展開を行っているところであります。

この教育・文化計画が平成32年度に計画期間が終了することに伴い、平成31年度から2年間かけて第4期教育・文化計画の策定に向けた検討を行うこととしておりますので、この中で、県や他市の状況等も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

なお、本市の文化芸術活動は、半世紀以上の歴史を持つ米沢市芸術文化協会を中心として、ことし54回を迎えた市民の芸術文化活動の発表の場であり、米沢市民芸術祭には、毎年多くの団体、個人が参加しております。

また、鷹山大学や地区コミュニティセンターなどでは講座やサークル活動が盛んに行われており、さらには獅子踊りなど伝統文化の継承等のさまざまな活動につきましても、地域の方々のみならず、多くの人々が協力して継続的に行われているなど、県内他市と比較しても活発であると認識しております。

元気な高齢者を初め、生涯各期にわたる芸術文化活動の推進施策の展開が、市民一人一人の生きがいや心の健康につながるものと考えており、「健康長寿日本一」を目指して、引き続き芸術文

化の振興に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、4番の森林再生についてお答えいたします。

まちづくり総合計画におきます林業施策の進捗状況ですが、施策での取り組みのうち、多様な農林業の担い手の育成、支援としまして、外部からの農林業の担い手を確保するための仕組みづくりの推進につきましては、現在、米沢地方森林組合の職員や作業員に対し、山形県森林組合連合会が主体となり、緑の雇用担い手育成対策事業という、林業現場に必要な知識や技術を習得させる研修に取り組んでいただいております。従事してから3年間を対象とする林業作業士（フォレストワーカー）の研修に5名、5年目以上を対象とする現場管理責任者（フォレストリーダー）の研修に1名の計6名が受講され、担い手の育成、確保に努めていただいております。

次に、良質材の生産や森林の公益的機能の維持増進を図るための間伐材の適正な森林の整備推進につきましては、平成28年度間伐と保育合わせて約90ヘクタール、平成29年度は約50ヘクタールほどの整備を行っております。

また、地域の森林資源の利用による林業・木材産業の活性化を図るための公共建築物等への地産木材の利用拡大と木質バイオマスエネルギーの利用促進につきましては、公共建築物への木材利用として、平成28年度以降では、道の駅米沢へ50立方メートルほど使用しているほか、地産木材使用住宅建築奨励事業で平成28年度は8件、使用された米沢産の木材が約115立方メートル、平成29年度は6件、約70立方メートル、今年度は12件、120立方メートルほど使用されているほか、木質バイオマスエネルギー燃焼機器設置事業では、平成28年度までの3年間でまきストーブ、ペレットストーブ合わせて102台が設置されており、設置

のための補助金は平成28年度で終了しておりますが、設置されたストーブへの燃料としての木質バイオマスエネルギーの利用は継続して行われておりますし、市有林などの間伐材を活用してペレット燃料を製造していただき、市の関係施設等で活用する取り組みも継続して実施しております。

なお、今後は木質バイオマス発電所への燃料調達への支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、緑との触れ合いを通した環境保全の心を育むための、学校や地域と連携しての森林体験学習の推進につきましては、やまがた緑環境税を活用しまして、平成28年度は28団体、約1,700人、平成29年度は25団体、約1,900人の参加をいただき、森林散策を通した森林体験や樹木の学習、地元の木を使用し、木と触れ合う木工クラフトなどに取り組んでおります。

最後に、林道等の林業基盤整備の推進につきましては、最近の異常気象に伴うゲリラ豪雨や台風などにより、路面洗掘や路肩決壊等により維持管理費が増大していることから、林道を使用しておられる地域の団体等に林道の草刈りをお願いする林道サポート事業を拡大するなど、経費の節減を図りながら林道の適正な維持管理に努めているところです。

林道などの林業基盤整備の必要性は認識しておりますが、林道は適切に維持管理をしないと山に戻ると言われるため、路網整備の必要性や現場条件などを総合的に調査し、検討していかなければなりません。

なお、平成19年度以降、林道は開設していませんが、森林作業道など伐採した原木を専用の林業機械で搬出するための道路につきましては整備をしているところです。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） ではまず、子供の貧困に

ついての回答がありましたので、それについてまたお伺いしたいと思います。

先ほど話題になりました、県の子どもの生活実態調査の中に、子ども食堂への参加意向、あるいはボランティア等による無料または低額の学習支援への参加意向というものがありまして、子ども食堂に対しては、子供の53%、学習支援に対しては、同じく子供の52.9%が参加したいというような意向があると。人数に換算すれば、大変な人数なわけですが、先ほどの、米沢市が行っている家庭訪問型の学習支援は6世帯7名の利用ということでした。

ですから、実際にそういった参加意向を持っている子供たち、あるいは保護者の方の人数に対してどうなっているかということを知りたいんですが、先ほどの市の事業以外にも、民間の学生による学習支援活動であったり、子ども食堂などもございます。そういった取り組みに対して、どの程度参加されているか。そういったことについては、もしわかっていれば教えていただきたいと思います。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 現在、市以外の民間で実施しております学習支援活動や子ども食堂の実施状況、参加状況につきましては、29年度の実績で、学習支援については2団体、延べ実施回数については126回、延べ利用児童数については1,093人となっております。

また、子ども食堂については、実施しているのが6団体、延べ実施回数については78回、延べ利用児童数については958人となっております。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 部長にお伺いしますけれども、これは延べ人数ですから、実際に利用している頭数というものはぐっと減るわけですが、この人数と、いわゆる52%ぐらいの、半分ぐらいの意向があるという人数を比して、どのような感想をお持ちですか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 数字につきましては、全体で53%という数字からすれば、受けている人数はどうなのかなというところについて、若干の何か抵抗があるのかなとは感じているところはございます。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 先ほどの回答の中にも、周知徹底が大事だということで、保護者向けのチラシ等を配っているという話がありました。ほとんど全世帯に届いているはずなんです、なかなかそういったものに対して、実際にその反応といますか、利用する人数が上がってこないというのはどのような理由であると考えますか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 民間で実施しているものについては、形態がやはりちょっと違うわけなんです、生活保護及び困窮者世帯で実施しているものについては、保護者の方と子供と合意のもとで支援しているわけでありです。その中で、子供からの拒否というか、そういった感情というか、そういったものは余り少ないところなんですけれども、保護者の方から理解が得られないといった部分もございます。

その要因としては、将来について余り関心がないと言ってはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういった部分があつたり、それから生活について、自宅に来て家庭教師という形をとっていますので、家の中を余り見られたくないとか、それから他人に余り干渉されたくないといった感情もあられる方もいるということはつかんでございます。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 最近では、子供の貧困については非常に関心が高まってきました、さまざまに新聞記事等でも取り上げられています。そういったものを見ますと、小さいときに貧困を味わったという、現在青年になっている若者なんか

振り返って話されているのは、そういった制度があること自体を自分たちは知らなかったと。もっと早くにそういった情報が入っていて、制度の利用ができていればもっと違ったんじゃないかということ振り返る、そんな青年の声も記事で目にしました。

今、全国には学習支援や子ども食堂以外にフードバンクと言われる活動がありまして、企業が、例えば包装に傷があるから出荷できないというような、そういった中身には全く問題ない商品をフードバンクに提供して、そのフードバンクがそういった貧困の家庭の人たちにそれを配ったりするというような活動が、全国に今100団体以上あるそうです。行われています。

ただ問題は、例えばこれが米沢でつくろうといったときに課題になってくるのが、まさに今の話でございまして、もらったところで一体どこに届けばいいのかわからないというようなことです。実際に、米沢のNPO法人、1つありますけれども、そこでも実際に企業からもらえる口はあるんだけど配り先がわからないので、そうすると、その物が、食品が余ってしまっていて、最終的にはお金をかけてそれを処分しなければならないということの中で今、活動が停滞しているという話を聞きました。

なので、どういうところに届けばいいのかということについては、ある程度行政側からの支援もいただきたいものだなとは思いますが、これは、では今度は教育長ですかね、お伺いします。

今、就学支援という形で、要保護、準要保護の家庭にいろんな助成があると思いますが、その人たちに対するさまざまな実務的なお知らせといったものの中に、こういった学習支援や子ども食堂の団体、それからフードバンク、こういったものがありますよというような、やんわりとした情報といいますか、そういったものを流してあげるというような工夫はできないものでしょうか。

○島軒純一議長 大河原教育長。

○大河原真樹教育長 学校からそういう情報を、そういう御家庭に送付をするという場合には、かなり精査をして今までもお配りしているところでございます。

一覧にして、いろいろな情報と一緒に、こういうのがありますよというふうなお知らせがいいのか、また今おっしゃったように、何か事務連絡の中に入れたほうがいいのかということにつきましては、いろいろ方法を検討していく必要があると思いますので、担当課と協議をしてみたいと思っています。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 全国どこでも共通なことで、子ども食堂などの活動をされている方、同じような思いでいらっしゃるんですが、なかなか本当に支援を差し伸べたい相手に情報が届かなかったり、実際の利用が少なかったりということがある中で、子ども食堂というのは貧困の子供が集まっている場なんだというふうな周りからの目がありますと、ますます足が遠のくということで、今は、誰でも一緒に食べようと。まず、1人で食べるのではなくて、みんなが集まって食べればおいしいよということで、非常に裾野広くやっておられるという活動が今、多くなっておるようでございます。

ですが、そういう中であって、そういった情報の届け先といいますか、届ける方法があれば、先ほど申し上げたように、本当に支援を待つ子供たち、支援の手を届けたい子供たちが徐々に参加できるというふうなことになっていきますので、ぜひそういう意味での行政からの御協力も今後お願いしたいなということを申し上げたいと思います。

次に、雪に強いまちづくりの回答について、もう一度お伺いしたいと思います。

壇上からの質問で紹介いたしましたのは、山形大学の事例は、本年の2月に山形新聞の特集記事「山形再興 第2部・雪と暮らす 変わる「共助」

除雪」で取り上げられたものです。この特集では、県内各地の先進的な共助除雪が紹介されました。

一方、米沢市が策定した雪対策総合計画の中にも、施策3として「市民協働による雪処理の体制づくり」とあり、取組方向に係る重要業績評価指数（KPI）として、1、除排雪協力会の組織数として、平成28年の470団体を平成34年までには487団体に。2、除雪ボランティアの登録者数116人を176人にふやすという数値が示されています。

確認ですけれども、除排雪協力会ではお金を積み立てて、道路の除排雪を行うことに加えて、地域の高齢者世帯、障がい者世帯などの、自力で雪おろしや雪片づけができない世帯へのボランティアなど、そこまで踏み込んだ活動を行っているという実態はあるでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 協力会におきましては、議員おっしゃいました前段の部分のところでありまして、お互いに共助でやるというものは、米沢市においては各地域の中でやられている例は、正式、非正式でもあるとは承知しておりますが、役所が全体的な組織化をお願いしているというものについては、これまではございません。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 先ほどの回答の中で、各地域コミセンなどを回っての話の中で、ぜひモデル事業に取り組みたいというような、そういった意思表示もあったというようなことでしたが、具体的にはどのような体裁、形のモデル事業というものをイメージされていますか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 目的につきましては、おっしゃったとおり、高齢者の方々、そして体の不自由な方々等の世帯に対して、地域の方の共助により除排雪をしていただくというものでございますが、それに対して米沢市からも、組織・運営に対しましては一定の補助をさせていただきながらというようなところで考えております。

しかし、各地域、地区によってやり方がさまざま、これまでの経緯もございますので、どのような制度にするか、それについて現在詰めているところでございます。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） ちょっと同じような質問になりますが、この共助による除雪を前進させるには、市民や団体、グループ、NPOなど支援する側の形や体制を構築するという作業と、それからあわせて支援を受けたい側のリストといえますか、どこにどんな人が待っているのかということとを把握するという作業の両面が必要かと考えます。

まず、支援する側の構築についてお伺いしますが、例えば現在、これは福祉のほうで担当されている高齢者等除雪援助員派遣事業等に、いわゆる土建業者以外のNPOや小さい事業者が稼働されていたり、それから社会福祉協議会などに個人で登録している除雪ボランティア、それから先ほど紹介した学生の除雪サークルといったものを聞いておりますが、それ以外では、例えば任意で頑張っておられるというような活動団体、どのようなものがあるか御存じですか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 隣近所での助け合いというものはもちろん、さまざまところで多くやっておられると思っておりますが、私どもで組織として把握しているというものは、今おっしゃったようなボランティアとかNPOさん以外に、個々でやっているところまでは把握はしていないところでございます。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） さきに紹介した山形新聞の連載の特集の中で紹介されているものに、非常におもしろいものがありまして、酒田市の日向地区の事例ですけれども、これは日向コミュニティ振興会というところと市が共催でやって、年に2回開催しているようです。「日向ささえあい除雪

ボランティア」という名称でございまして、この取材に記者が訪れた日は、県外からの参加者も含めて何と90人が参加していたと。それで、県外からの参加者には交通費や宿泊費が助成される、山形県の「やまがた除雪志隊」。「志隊」というものは「志」という字ですけれども、「やまがた除雪志隊」の取り組みとも連携しているようです。

ここの特徴は、非常に組織的、計画的に行われているということで、コミセンでの事前説明会に始まり、準備体操を行って、その90人が7つのグループに分かれて除雪作業に出かけると。作業後にはまたコミセンに集まって、つくたてのお餅や郷土料理を食べながら参加者同士が交流すると。ここには青年、学生、それからたくさん県外の方も集まるので、非常に地元の主催者、高齢者の皆さんも楽しみにして、これに取り組んでいるということで、除雪の活動ではありますけれども、地域のコミュニティーづくり、そういったものと融合させた非常におもしろい活動だなと思います。

こういったもので、やっぱり米沢市の任意団体を仕上げていければなおいいなと思いますけれども、多少はやっぱり時間がかかりますよね、こうやっていくには。ですから、そういう意味では、今回予算が間に合わないということで、来年度、間に合わないということでしたけれども、早くから、今、行われている米沢市内のこういったコミュニティー的な共助除雪の実態を把握していただきたいと思います。そして、そこと早くからの、この先の取り組みに向けての話し合い等もやっていくという必要があるのではないかなと思いますので、これを要望したいと思います。

次に、3つ目の文化のことについての話に移ります。

山形県の文化芸術に対する県民意識、平成26年度の県政アンケート調査の結果、最近1年間に鑑賞した公演や作品というのがありまして、ここでは軒並み数値が激減しております。

先ほどお伝えした、山形の文化基本条例をつく

る際に、事前に県民の意識を調査したのですが、ここには「最近1年間に鑑賞した公演や作品」という中で、20余りの項目があるんですが、これは平成16年から平成26年の調査2つを比較したもののなんですが、この10年間でこういうふうに鑑賞した公演や作品というものの数字が激減しています。映画は最も下がりが少ないんですが、絵画においてはほぼ半分になっていますし、写真も3分の1程度、それからポピュラーミュージックや吹奏楽、こういった鑑賞の体験、軒並み激減しているんですね。

教育長にお伺いします。

こういうふうに、これは山形県の調査なので、米沢はこれと別だというふうに言えるかもしれませんが、全般的にこういった生の文化に触れる機会、それからみずからがそういった文化芸術の活動に参加するという割合が、この10年間に激減しているという実態があるんですが、こういったことというのは、今後、私たちの人間としての生活や人生そのものにとって、一体どういう影響があるのか。文化芸術が果たす役割、非常に大きいと思うんですが、県の調査の結果、著しく文化活動の割合が減ってきているということについては、どのような感想をお持ちでしょうか。

○島軒純一議長 大河原教育長。

○大河原真樹教育長 おっしゃいましたとおり、本市の統計調査資料がないために、各市町村の情報交換の折などの話を総合しますと、比較的、先ほども申し上げましたけれども、本市は文化活動、県全体の調査ほどには落ちていないのかなということを感じておるところでございます。

ですが、本市には伝国の杜、ナセBA等の芸術文化活動の拠点となるものがありますし、博学連携ということで、博物館と学校が連携をしまして、洛中洛外図を模写するという活動に取り組んでいる美術の授業があったり、その中で子供たちが感想を書いておりますけれども、その感想が本当に実にすばらしい、これからの米沢の未来を引

張っていってくれるにふさわしいような感想を書いておりますので、これからもこうした施設を生かしながら芸術文化活動の振興につなげていきたいと思えます。

実学を大事にしていく。その実学のもとになるのが芸術文化であると思っておりますので、この活動の振興に頑張っていきたいなと思っておりますのでございます。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 先日、文化芸術団体の方と話をする機会がありました。今、教育長がおっしゃったように、私も実は、米沢市は比較的、文化活動が非常に盛んだなというような印象を持っておったんですが、その渦中で頑張っておられる方がおっしゃるには、文化芸術団体の活動に参加する年齢層が非常に今、高齢化していて、若い人の参加が非常に少ないものだから、全体として会員数も減っていたり、それから市民芸術祭をつくっていくにも非常に御苦労があるというようなことだったんですね。

それで、何とかこれは米沢市と本腰を入れて、しっかりと連携して、文化芸術活動の裾野を広げていく。そして、ますます発展するような方向に持っていきたいと考える中で、例えば今、昨年から取り組まれている「健康長寿日本一」。こういった取り組みの中に、こういった文化芸術活動なども位置づけて、これまでは参加しなかったような市民も含め、多くの市民がたくさんの活動に参加する中で、心の健康を増進するということなどを、例えば健康課で今、策定されていると思うんですが、「健康長寿日本一」の取り組みの中に、ぜひこういった文化芸術の取り組みなんかも織り込むというようなことも非常にいいことなのではないかなと思いますが、部長、いかがですかね、その件については。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 健康長寿の計画の中では、高齢者というふうにはしていますが、生きがいづ

くりというようなところについても、5本の柱の一つとして考えているところでありまして、そういった点から申しまして、先ほど議員のおっしゃったような中身というものは大変有意義な中身ではないかなと感じているところです。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） それではぜひ、今度は市長に一言いただきたいと思います。

まちづくり総合計画の基本理念には、「市民が積極的に参加するまちづくり」とあります。掲げられた6つの基本目標の中の1つは、「郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり」とあります。73ページの施策2－4には、「本市には米沢市芸術文化協会を中心とした市民の自主的な芸術文化活動が浸透しており、今後とも情報の共有化や連携を一層強化し、活動の更なる活性化を図っていく必要があります。また、市民がより豊かな人生を送るための活力源となるよう、様々な文化活動の場を提供していくとともに、多くの市民が芸術文化を身近に感じられる環境づくりを行う必要があります」とあります。

しかし、当の文化団体の方、先ほど申し上げたように、その声は、「文化政策として、地に足のついた施策になり得ていない。このままでは、米沢の文化活動は高齢化が進み、衰退傾向にある。位置づけのしっかりした官民一体での施策の展開が必要ではないだろうか。特に、自分たちは「健康長寿日本一」に向けて、市民の身近な文化活動について、大いに力を発揮していきたいと思っている」というようなことでした。

この声をしっかり受けとめて、条例制定も視野に入れた、踏み込んだ議論の場が必要ではないかと思います。先ほど、教育長からは、条例をつくるには非常に時間をかけてやる必要があるだろうという話ですが、まずこういった、市民と官民一体の踏み込んだ議論の場というものがあればすばらしいのではないかなと。いわゆる「健康長寿日本一」というものを前進させるには非常に有

効ではないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 先日も、市民芸術祭の最後のイベント、市民の写真なり絵画なり、そういったものを、ナセBAで展示しておりましたのを拝見する機会がございました。そのとき、いろんな方々とお話をしたとき、やっぱりこういった、絵を描いたりとか、写真であったりとか、いろんな創作的なものにかかわっていくことは、これはやっぱり元気でないとできませんよねと。

そういった流れの中で、しっかりと今、議員からお話がありましたような、先ほど教育長も答えましたけれども、どのように今後、官と民が、我々がそういう、芸術文化協会も含めて、いろんな団体の皆様と芸術文化のいろんな幅広い分野の中でどのように取り組んでいくかということにつきましては、私は重要な課題だと思っておりまので、研究なり、ぜひ条例もどのようにしていくかということも含めて、教育委員会側とも連携をしながら進めていきたいと。このように考えております。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） ぜひ、そういう官民一体となった議論の場というものをどこかで立ち上げていただきたいということを要望したいと思います。

次に、森林再生についてでございます。

現在、全国に広がる所有者不明土地が大きな社会問題になっております。全国の所有者不明土地は2016年時点で410万ヘクタール、不明率は約20%。その面積は九州を上回ります。さらに、2040年までに、新たに約310万ヘクタールの所有者不明土地が発生し、合わせると720万ヘクタール。北海道の面積に匹敵します。

特に、危機的状況に直面しているものが森林です。不明率は25.6%で、実に日本の森林の4分の1が誰のものかわからないという実態です。この

ことは米沢の森林も例外ではなかろうと推測します。

不明者土地問題研究会の調査によれば、中小都市、中山間地では、最後の登記から50年以上も経過しているものが26.6%もあって、その大半が森林だと。何世代にもわたって放置されるうちに、相続人は子や孫などに広がり、ネズミ算式に膨れ上がります。

今、森林の4割を占める人工林は、その半分以上が樹齢50年を超え、伐採の時期を迎えています。しかし、林道をつくろうにも所有者が特定できない事態では作業を進めることはできません。本来は宝の山のはずが、伐採できずに放置されれば、集中豪雨などで大きな災害を引き起こすことにもなります。

森林の所有者の特定を急ぐことは、資源活用、環境保全、災害防止の観点から極めて重要です。

米沢市では、森林のこのような事態に対して危機感をお持ちなのかどうか。これをお伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 森林の所有者不明によってさまざまな弊害が生じていることは承知しております。やはり、災害防止や自然環境の保護、地球温暖化の問題、鳥獣対策、さまざまな課題が出ております。それらを全て、そういった森林の不明者がいることで整備がされないこと。また、価格が低迷して、なかなか所有者が名義変更まで至らない。そういったことによって生じているということで、大きな課題と認識しております。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 今、価格が低迷しているという話がありましたけれども、今、各地では逆に、これまでは外国産の木材に押されて国内産の木材が活用できなかったんですが、最近は、いわゆる土地を集約して、また機械も大型化するという取り組みの中で、価格が外国産に迫っているというか、同様ぐらいの価格に持ち直していると。

そして、最近では木質バイオマスを活用するさまざまな発電所等がございますので、これまで以上に、今、大きな、森林の転換期が来いていると思うんですね。

ですから、この時期に所有者の特定を急ぐ作業をする。ですから、先ほど申し上げたように、集中豪雨などで災害が起きるというふうな危険性が増大する、そういったことを看過するのではなくて、急いで所有者を特定して資源活用をすると。そして、そうすれば若い林業者をもっともっとふやすというようにつながりますので、地域全体の産業や経済の活性化にもつながると思います。

これは一つの事例ですけれども、昭和初期に約50人の共有地だった森林が、現在では約700人となって、そのうち十数名が所在不明。結果として事業を断念したと。この課題解決のために、森林経営管理法が来年4月1日から施行されます。適切な伐採、造林、保育は所有者の責務と明確にして、それが果たせない場合には、市町村が預かり能力のある林業経営者に委託して経営管理をする仕組みをつくり、所有者不明の森林は、都道府県知事の裁定で経営管理権を設定するというものですね。

この法律が施行されれば、所有者不明というハードルはかなり低くなるわけですがけれども、ただ問題もあります。この課題、この法律の運用に取り組むべきマンパワーが自治体にあるかということかと思います。

米沢では、この問題に対応できるだけの体制があるかどうかお伺いいたします。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 市町村に求められておりますのは、区域内の森林の経営管理が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めることということが使命となっておりまして、林務についてもそのように取り計らわれているところではございますけれども、残念ながら、森林の経営につきましては長期にわたってしなければならない、期間

を要するということもありまして、専門人員を擁していない市町村としましては、県や米沢地方森林組合、そういったところの専門機関のお力をおかりしながら今、整備に努めているところでございます。

○島軒純一議長 高橋英夫議員。

○8番（高橋英夫議員） 米沢市の森林面積は、東京ドームに換算しますと9,000個分なんですね。土地所有者不明の課題が解決できれば、文字どおりの宝の山となり、若手の林業者が数多く就労することが可能となります。

ですが、問題が解決に向かわず放置されれば、森林が荒廃し、大きな自然災害発生の危険性が増大することになります。

来年4月から施行される森林経営管理法を根拠とした新たな森林管理システムを効果的に活用し、米沢の森林を再生させるための林務部門の体制強化を求めます。

以上で私の質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で8番高橋英夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~  
午前11時09分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、水道法の一部を改正する法律案に対する市の考えはどうか外3点、11番皆川真紀子議員。

〔11番皆川真紀子議員登壇〕（拍手）

○11番（皆川真紀子議員） 一新会の皆川真紀子です。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびの質問項目は4つです。

一つ、水道法の一部を改正する法律案に対する市の考えはどうか。

一つ、退職した市職員の再就職先の公表について。

一つ、山形県人事委員会勧告に対する市の考えについて。

一つ、猫と人がともに幸せに暮らすための最善策を市はどう考えるか。

以上の4項目となります。順を追って伺います。

水道法の一部を改正する法律案が衆議院で可決され、現在、参議院で審議中です。改正の趣旨は、「人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、所要の措置を講ずる」とあります。趣旨には誰もが賛成するものと思います。

しかし、私が懸念を抱いているのは、改正の概要の4項目め、「官民連携の推進」として、「地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する」というところです。これは、いわゆるコンセッション方式というものです。

業務委託方式とコンセッション方式との違いは、業務委託の場合、運営責任は自治体にあり、水道料金は自治体に入り、自治体から委託先の民間企業に支払われます。水道料金も議会の議決が必要になります。

しかし、コンセッションの場合は、運営責任は民間企業になり、水道料金もそのまま企業に入り、水道料金も条例の範囲内で企業が自由に決められることとなります。それは、言うまでもなく、自治体の裁量と議会の議決がより重要になることを意味しています。

仮に、このコンセッション方式を採用したとしても、水道事業の運営経験・体制を有する日本の企業はほとんどないと言われています。

現実的には、現在の水道部の体制をそのままコンセッション事業者が継承し、水道部の職員の

方々が出向という形で事業が始まり、株式会社に移行していくのではないかとされています。

また、資金力と経験にまさるグローバル企業が多くの水道事業を運営していくものと思います。

しかし、民間企業は採算が合う都市部に参入していくはずです。厚生労働大臣も、「コンセッション方式に効果があるのは、ある程度大きな自治体だと思います」と委員会で答弁しています。

また、海外に目を向けてみると、過去、フランスのパリ、ドイツのベルリン、アメリカのアトランタなどでコンセッション方式が行われましたが、ことごとく失敗し、一部文献では、公営に戻した事例は2000年から2015年で235事例に上とのことです。

しかし、法案が通ったら、コンセッション方式にしようとしている浜松市の独自調査によりますと、フランスにおいて2008年から2015年の8年間で公営に戻した件数は190件。それに対して、コンセッション方式に移行したのは156件あったと確認、公表されています。

しかし、世界的な流れはサマータイムと同じように再公営化です。

コンセッション方式の失敗例としてよく知られているのは、1997年のマニラ、1999年のボリビアです。いずれも水道料金が何倍にもはね上がり、低所得者は水道の使用を禁止され、衛生上よくない水を飲み、病気になったり、耐えかねた住民たちが大規模デモを起こし、200人近い死傷者を出す紛争に発展しました。そのため、自治体が企業に契約解除を申し出ると、多額の違約金と賠償金を要求されたとのことです。

また、水道法の一部を改正する案でも、「市町村が経営するという原則は変わらない」としていますが、フランスパリでの失敗は、自治体がコンセッション事業者をコントロールできなくなったからだと言われています。

こういった海外の例は極端だとしても、そう遠くはない日本、特に都市部でも起こり得ることで

はないでしょうか。

また、料金やサービスの競争原理を考えたときに、電気は1つの送電線を複数の電力会社が利用できますが、水は、水道管は水を流し過ぎると破裂するおそれがあり、必然的に1社が独占する形になります。

私は民営化を否定するつもりはありません。なぜなら、民間企業の能力は高いと思っているからです。水道にかかわっている日本の企業はとても優秀です。

しかし、企業を存続させるには、株主への配当や利益を出さなければなりません。ですから、民間企業の経営陣、社員は知恵を出し合い、コストカットに努め、業績が悪くなったら賃金カットにも応じます。春闘で決まったことでさえ組合は白紙に戻します。会社が倒産しては元も子もないと思うからです。

競争原理の話に戻しますが、水道事業に関しては、さきの理由で競争原理は働かないと思います。有能な民間のノウハウで経費節減をしたとしても、今後、水道管や施設の更新、人口減少などで、ただでさえ水道料金の値上げが予想される中、企業の利益も料金に上乗せされることを考えますと、民営化のメリットは少ないように思います。

むしろ、営利目的ではない今の現行で最善策を考えたほうがいいと思います。

人間が生きていく上で必要不可欠な水です。市民の誰もが安全な水を飲めるようにするのは米沢市の責務と思います。

そこで伺います。

本市の今の現状の業務委託の範囲、運営状況を改めて教えてください。コンセッション方式についての考えも教えてください。

次に、退職した市職員の再就職先の公表について伺います。

世間一般の人は、ある程度の年齢になると、「今さら会社をやめても行くところがない」と、労働条件が悪くなっても我慢して働いているのが現

状です。今は、女性も3交代勤務で夜勤を強いられている会社も少なくないです。

そのような中、「公務員は定年退職しても簡単に就職ができる」「求人票も出ていないところに就職している」と市民は不信感を持っています。

平成28年に米沢市職員の退職管理に関する条例ができましたが、その後、退職者の管理状況はどのようなになっているか伺います。

次に、山形県人事委員会勧告に対する市の考えについて伺います。

2000年に施行された地方分権一括法により、国と地方の関係は制度上、基本的に対等になりました。国から地方自治体への通達は無効され、今、国から来ているのは通達ではなく通知であり、これはあくまでも強制力を持たない国からの技術的助言あるいはお願いにすぎないものです。

当然、県とも上下関係があるわけではありません。

それなのに、米沢市は国、県に右倣えとなっているように思いますが、山形県人事委員会勧告に対する考え方を教えてください。

次に、猫と人がともに幸せに暮らすための最善策を市はどう考えるかについて伺います。

私自身も猫が好きで、猫を飼っています。16歳になる雄で、名前は「にゃん太」といいます。ちなみに「ティアラ」と名づけた犬も飼っていましたが、3年前、腎不全のため9歳で亡くなりました。私は犬も好きです。

猫は、ブリーダーとの約束で去勢手術をしていますが、当時やはり手術前は、健康な子猫に麻酔をかけてメスを入れるということにためらいを持ちました。しかし、術後も問題なく、現在も健康そのもので、家の中でのマーキングもなく、お互いストレスのない生活をしています。

当然、室内飼いですが、外の散歩は必ず家族の誰かが付き添っています。それは、ほかの雄猫から守るためです。気をつけていても、猫ですから、ちょっとしたすきから外に出たことがあり、そう

いうときに限ってけんかになり、けがをしたこともあります。

これは私の猫に限らず、「たまたま外に出たときに雄猫に目をひつかかれ失明した。うちのは爪も切っているからけんかに弱い」という知り合いの雄猫の話もあります。雌猫の場合は、けんかのリスクは雄よりありませんが、避妊手術をしないで外に出した場合、望まない繁殖のリスクが高まります。

猫は犬と違って登録制度がありませんので、統計に基づく根拠はありませんが、雌猫を飼っている方は、雄猫を飼っている方より室内飼いや避妊手術に対して意識が高いのではないのでしょうか。

さまざまな考え、意見はあると思いますが、猫のけがや病気のリスクを考えたときには、完全室内飼いがいいと思います。

そして、問題になるのは、かわいそうだから野良猫に餌をやる。家の中には入れないで、外飼いをやる。去勢・避妊手術をしないで外に出す。いずれも殺処分と野良猫の数をふやす原因となっています。

お隣の高畠町でも、「最近、役場に猫に関する苦情や相談が増えてきています」として、11月の広報に「おねがい」として載っています。

そこで伺います。

猫の苦情件数やその対応を米沢市はどうされているか教えてください。

以上、1回目の質問になります。

○島軒純一議長 宍戸上下水道部長。

〔宍戸義宣上下水道部長登壇〕

○宍戸義宣上下水道部長 私からは、1番の水道法の一部を改正する法律案に対する市の考えはどうかについてお答えいたします。

最初に、本市の官民連携の現状についてお答えいたします。

現在、本市では館山浄水場の運転管理業務を初め、その他水道施設のさまざまな維持管理業務や水道料金収納などの窓口業務を、一般的な従来型

の業務委託の方法によって民間事業者へ委託しながら、官民連携によるコスト削減を図りつつ、効率的な事業運営を推進しております。

今後とも、より一層の公共サービスの質の向上、事業運営の効率化を図るため、委託対象とする業務の拡大や見直しに努めてまいります。

次に、改正案でいう官民連携を本市は進めるのかについてお答えいたします。

現在、臨時国会において審議されております、水道法の一部を改正する法律案の項目の一つに官民連携の推進があります。ここでいう官民連携の推進とは、地方公共団体がPFI法に基づく議会承認などの手続を経るとともに、水道法に基づき厚生労働大臣の許可を受けて、水道事業者としての位置づけを維持しつつ、水道施設に関する運営権を民間事業者へ設定できる方式を創設するものであります。具体的には、コンセッション方式を導入しやすくすることにあります。

コンセッション方式は、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま利用料金の徴収を行う公共施設の運営権を民間事業者へ与える方式であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から創設されるものであります。

本市のコンセッション方式の導入の考えであります。水道水の供給は市民の生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、安心・安全な水道水の供給や災害時における応急体制などを考えますと、公営を維持すべきものと考えておりますので、現在のところコンセッション方式導入の考えはございません。

私からは以上です。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、初めに2の退職した市職員の再就職先の公表についてお答えいたします。

まず、本市では平成19年1月に制定しました「米沢市職員の再就職に関する申し合わせ事項」の定

めに従いまして、退職する、または退職した職員に対して再就職先のあっせんは行っていないところでございます。

平成28年4月1日から施行されました改正後の地方公務員法におきましては、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、営利企業等に再就職した元職員による働きかけを抑制する、退職管理に関する規定が設けられました。

これに伴い、本市では米沢市職員の退職管理に関する条例及び規則を制定し、平成28年度から退職管理の適正を確保するための措置として、退職時に課長級以上の職にあった者が、退職後2年間において営利企業等に就職した場合、退職時の任命権者に再就職の届け出を義務づけており、この要件に合致し、届け出がなされた者については把握しております。

そのようなことから、退職した職員の再就職について全てを把握しているものではございません。

次に、3の山形県人事委員会勧告に対する市の考えについてお答えいたします。

給与決定の原則は、地方公務員法に明確に規定されており、職務給の原則、均衡の原則、条例主義の3原則があります。

中でも、均衡の原則は、地方公務員法第24条第2項に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、この均衡の原則に基づき、地方公務員の給与は国や県に準ずることが基本とされております。

給与の勧告制度は、公務員の労働基本権の制約の代替措置として設置されたものであり、公務員の給与決定の根幹をなすものであります。

加えて、国は、地方公共団体における職員の給与改定を行うに当たっては、県人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、適切に対処するよう総務副大臣通知を発しております。

県の人事委員会は、人事院と共同して県内民間事業所の給与実態調査を実施し、その結果に基づき勧告しているところであり、地域における民間企業の給与を反映したものとなっております。

このようなことから、本市はこの勧告制度を尊重すべきものと考えており、県の人事委員会の勧告に準じ、給与改定を行うことにしております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、4の猫と人がともに幸せに暮らすための最善策を市はどう考えるかの御質問についてお答えします。

猫に関する苦情件数とその対応についてであります。本市に寄せられました猫に関する苦情の件数の推移を見ますと、平成27年度が13件、平成28年度が4件、平成29年度が2件、平成30年度は現時点で1件となっております。

その内容は、野良猫への無責任な餌やりで無秩序な繁殖、猫によるふん尿・悪臭被害、放し飼いによる鳴き声の苦情のほか、猫にかかわる住民トラブルなどさまざまであります。

こうした苦情に対する対応につきましては、まず市と保健所が連携を図りまして、苦情発生区域を訪問し、近隣にお住まいの方々から苦情内容の聞き取りを行います。聞き取りの結果、飼い主が特定できる場合は飼い主宅を訪問しまして、市と保健所で直接指導しております。

飼い主が不明の場合につきましては、苦情発生区域に啓発チラシを配布するなどの対応を行っております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） 再質問をさせていただきます。

水道に関してですが、今後の水道料金に関して伺います。

福岡県のある町では、2015年時点で月4,370円が、

2040年には2万2,239円と試算され、公表されています。これは「人口減少時代の水道料金はどのようなのか？」という資料の一部に載っています。

実際、水道料金は年々上がり続け、日本水道協会によると、料金値上げに踏み切った自治体は、この1年で47自治体だそうです。

データによると、2040年までに料金値上げが必要な自治体は全体の90%、そして、それらのうち4割は30%以上の値上げが必要だそうです。

米沢市はどのようなシミュレーションを行っているのか教えてください。

○島軒純一議長 穴戸上下水道部長。

○穴戸義宣上下水道部長 今後の料金の推移関係についての御質問であります。現在、本市水道事業については、効率的な事業運営の努力の積み重ねにより、良好な経営状況にあります。

しかし、将来は人口減少による料金の落ち込み、施設の老朽化で経営環境が厳しさを増していくものと思っております。

しかしながら、料金値上げとならないよう、より一層の効率的な事業運営に努めていかなければならないものと思っております。

老朽化とか人口減少関係についての40年後までのシミュレーションはしながらやっておりますが、数値的な部分についてはあくまでも内部的な把握ということでしておりますので、具体的にはこの場では控えさせていただきます。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） 通告しているのに、シミュレーションをしているということだったので、具体的な料金はなぜ教えていただけないのでしょうか。

○島軒純一議長 穴戸上下水道部長。

○穴戸義宣上下水道部長 通告いただいておりますが、あくまでも内部的なシミュレーションということですので、お答えについては控えさせていただきたいと思います。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番(皆川真紀子議員) 何か変ですけども、わかりました。

行政は情報の公開が原則なのではないでしょうか。基本公開が原則ですよね。その秘密主義なところ、これから次の質問にも移っていきますけれども、そこが米沢市はおかしいと思うんですが、内部的な検討って。そこをちょっと教えていただきたいんですけども。通告しています。

○島軒純一議長 部長、ここで言えないという、内部的だと言いながらも、その言えない理由をもう少し具体的にポイントを言わないと伝わらないと思いますよ。

宍戸上下水道部長。

○宍戸義宣上下水道部長 失礼いたしました。

施設をどれだけ現在保有しているのか、今後どういう時期に、どういう施設更新が必要なのか、アセットマネジメントをしながら、将来のそれらの更新需要関係についてどれだけ必要なのかということを、現在保有している施設をそのまま維持する場合ということを仮定しております。

ただ将来、50年後には人口が3分の2までに減るというようなこともありまして、そういった施設をどういった維持、更新、そういったものに行っているかというところまでの計画がまだ、それに伴っての料金のシミュレーションというものはしておりませんので、現在のそういった、そのままの施設、相当な施設の量になります。それをそのまま更新していった場合の料金が幾らになるかということは、これは甚だ将来の見通しについて、現在お知らせした場合については、さまざまな混乱を来すものというように考えておりますので。

あくまでも内部関係については把握しておるところであります。さまざまな将来のそういった施設の維持関係とか、さまざまな更新の計画を正確につかんだ上で、料金は将来どうであるのかという部分について、できるだけそういった正確なものをお知らせしたいと考えておりますので、本日

はちょっとお知らせできないということであります。

○島軒純一議長 積み上げた数字の根拠が相当、要するに公表できるようなものではないと思いますが、どうですか。

皆川真紀子議員。

○11番(皆川真紀子議員) 今後、水道料金が上がらないように努力をしていくからわからないんだというふうに私は捉えましたので、よろしくお願いします。

去年6月に閣議決定された内容に、「水道法の一部を改正する法律案の成立後、改正後の水道法に基づき、省令等に委任されているものや、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等に関する事項について、関連する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要な措置を講ずる」とあります。

これは私のあくまでも個人的な推測ですが、料金原価の算定方法をコンセッション事業者に委ねるような内容になっていくと思います。仮定、推定ではありますけれども、私は、このところは非常に危険なものだと思っています。

部長の答弁もありましたが、市長にも伺いますが、市長はコンセッション方式をどういうふうに認識されていますでしょうか。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 今、仮定の話には私はお答えできませんけれども、ただコンセッション方式というのは、やっぱり市民の一番重要な生命の維持とか、そういったもの、水の大切さは重々承知しておるところであります。

ですから今、仮定の話もあったわけですけども、そういったものがしっかりと、国がどういうふうな定めをしていくかと、そういったものを見定めないと、水道事業は、やっぱり私は、先ほど議員も述べられたように、民間に委託するということは決して、やれるものはやるべきだと思って

おりますけれども、しかしながら公共として守っていくものはやっぱり守っていかなければならない。それが、市民の安全・安心の生活を守っていくという視点からは重要なことだと思っておりますので、現段階において、コンセンション方式については導入すべきだというような考えは持ちあわせてはおりません。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） ありがとうございます。

次に、退職した職員の再就職先の公表について伺います。

聞き取りの際を含めて、この本会議の前に、退職管理に関する条例に基づいてデータ収集している分を公開してくださいと言いましたら、返答が、個人情報のために公開できないと。公開するためのデータを収集しているわけではないということでしたけれども、平成15年に施行された個人情報の保護に関する法律は、そもそも自治体は対象外で、それで米沢市個人情報保護条例をつけたのだと思いますが、その条例の何を根拠に公開できないとなっているのでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 まず、届け出た内容につきましては、特定の個人を識別できる、いわゆる個人情報に該当することは間違いございません。

それから考えますと、個人情報保護の法令上は開示できないものでございます。

その情報公開による公開と公表は別でございます。多分、議員おっしゃるのは、情報公開制度に基づく公開だと思いますので、その公開に当たっては、もちろん個人情報保護条例に抵触する場合は開示できません。

開示できますのは、公益上の理由による裁量的な開示ということがございまして、公益上、特に必要があると認める場合には開示が可能でございますが、この場合、職員の再就職先の情報というものが公益に該当するかどうかと考えたとき

に、現時点では、まずは個人情報保護条例等の法令が求める、いわゆる個人の権利、利益を保護する公益のほうがより高いという判断のもとに開示できないものと考えたところでございます。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） 個人情報のために開示できないということだったから、情報公開請求をしたら開示できるのですかという話が伝わっていると思うので、その情報公開のほうになったと思うんですけれども、個人情報保護法で公表できないという根拠はどこになるのでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 まず、個人情報保護条例、法令につきまして、個人情報、個人を特定できる情報はその法令等に抵触しますので、基本的には開示できないものでございます。

今回の場合ですと、情報公開条例の中に、公開できるものとできないものと規定しておりますので、その中に、個人情報保護に抵触するものにつきましては開示できないと定めがございまして、そういった観点で開示できないと御回答申し上げたところでございます。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） 恐らくこの第10条の「利用及び提供の制限」で、制限を根拠に公表できないと言っているのだと思いますけれども、この条例は例外規定があって、「法令等の規定に基づくとき」、これが公表できるということになっているんです。

ですから、条例をつくれれば公開できると思いますし、もしくは条例をつくる根拠にもなるわけですから。ちょっとほかの自治体は言いたくないんですけれども、埼玉、仙台市、奈良市、ほかの自治体でも条例をつくって公表しています。条例をつくって公表すればいいのではないのでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 今の御質問につきましては、恐らく地方公務員法改正に伴う再就職先の公表

についてだと思いますけれども、そのような前提でよろしいかですが、その場合ですと、今回の法律改正の趣旨は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨、それから地方公務員の職員の退職後の就職状況を勘案しまして、退職管理の適正を確保するために必要な措置を講じなさいという規定が盛り込まれました。

この規定を踏まえまして、県内で言えば、山形市、酒田市、鶴岡市では再就職状況の公表を実施しております。本市では、現時点では公表しておりませんが、今後、公表については検討が必要と考えております。

ただし、その検討に当たりましては、公表することが退職管理の適正確保のために必要かどうか。それから、公表によって得られる公務の公正及び市民の信頼といった公益性と、その者の保護すべき個人情報のバランスを十分に考慮する必要があると考えているところでございます。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） 最初に部長が答弁されているものと、私の認識がまず違うんですけれども、私の認識の上で進めさせていただきますが、第10条の8項に、今の公益ですが、公益上、特に必要なときは公開できるとあります。部長は、公益ではないということで判断しているとおっしゃっていますけれども、福祉法人にある日突然、市の幹部が事務局長で来るんですよ。第三セクターに職員OBがかわるがわる入るんですよ。誰かがやめると誰かが入ってくる。それで、給料の原資は税金ですよ。

それで、求人票も出ていないところに内々でそうやって決まっていく。不当に優遇されているのではないかと。市職員の特権ではないかと。市民の多くが不信に思うところです。

こういった市民の不信を取り除くための公表。透明性を確保する。これは公益に当たらないのでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 今、たまたま具体的なお示しがありましたのでお答えいたしますが、平成19年1月に制定しました申し合わせ事項の中におきましては、市からのあつせんは行っていませんけれども、さまざまな関係団体から情報提供があれば、本人の承諾をもとに情報提供をさせていただいております。

長年、公務員として培ってきた経験、知識などをやはり退職後も活用していただく、そういった部分についても大変有意義なことではないかということで、当時のその検討委員会からの御提言もございました。

そのような観点から、あつせんは行っていないものの、関係団体等から、民間も含めてでございまして、照会があれば、こちらから退職者についての情報提供をしております、その後は、その相手方とのお話し合いにより、こういった形になっているところでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） 市があつせんをしていないとか、介入していないとか、その話をしているのではなくて、むしろそこは関係ありません。市職員だから優遇されているのではないかと。こういった市民の不信感を取り除くことが公益ではないのかと言っているんです。市はどう考えますか、この公益を。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 その再就職の公益と、その情報公開上の公益はまた別問題と考えております。あくまで情報公開条例に関しては、個人情報保護の部分について抵触するものであれば開示できないと考えているところでございます。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） ですから、個人情報保護条例で例外規定が認められています。当然、個人情報は本人以外には公開してはいけません。ですが、例外規定で公開できると米沢市の条例に

あるんです。それは、公益の場合は公開できるとあるんです。

ですから、今も何回も言っていますように、市民から信頼を得るためには情報公開して、透明化を高めることが必要なのではないですかと聞いているんです。

では、市の公益とは何なんですかね。この条例にある公益というものはどういうことでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 御質問の公益というものは、非常に幅広いものがあると考えております。

繰り返しになりますが、今回の案件につきましては、あくまで個人情報保護の観点からやはり開示できないものと考えたところでございます、ただ一方では、地方公務員法の改正がございましたから、それに伴う公表については検討させていただくと御答弁したところでございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○島軒純一議長 部長、信頼を得るという公共性というふうに議員は言っているのですが、その部分に答えないと堂々めぐりになる。だから……。私がこれ以上言っても……。

後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 失礼しました。

先ほども申し上げたとおり、今後、公表について検討したいと考えております。

ただし、その公益性というものは、公表によって得られる公務の公正及び市民の信頼といったものになりますので、その辺のところをどのように考えるかにつきまして、今後さらに検討したいと考えております。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） では、審査会に諮ってみてはどうでしょうか。審査会条例第2条「重要な事項について審議」とありますから。そこで、公益はないという判断なら。イエスマンだけの審査会は要りません。これはいいです。検討

していただくということだったので、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、人事委員会の件について伺いますが、答弁にもあった地方公務員法というのはわかります。その地方公務員法では、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」とあり、この最後の「その他の事情」を市はどう解釈しているのでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 基本的には、この条文のとおりでございますが、壇上で申し上げましたけれども、その他の事情も考慮した上での県人事委員会勧告になったと考えております。

○島軒純一議長 「その他の事情」をどう……。例を挙げられればだけでも、もう少しお答えいただかないと。

後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 失礼しました。

やはり財政状況なり、市、自治体の事情がございますので、そういったものを考えて定めるものと考えております。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） ですよ。財政状況を考えるということですよ。各自治体は、その勧告に基づく地域の事情を十分に考慮した適正な給与制度。そもそも人事委員会は米沢市の財政は考慮していないんです。地域の経済事情も調べるとありますが、調べていらっしゃるのでしょうか、米沢市の状況を。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 本市には人事委員会がございませんので、本市独自には調査はしておりません。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） では、地方公務員法を遵守していないのではないのでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 その担う役割が人勧であり、  
県の人事委員会だと考えております。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） では、人事委員会に丸投げということですか。米沢市は、米沢市の事情、状況を調べも考えもしないで、県の人事委員会に丸投げということですか。米沢市としては、一切考えないということですか、米沢市の状況を。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 まず、財政状況につきまして、一時の危機的な状況を脱したところでございまして、まずその計画のとおり本年3月をもって、職員の給与の削減は打ち切ったところでございます。

それから、繰り返しになりますけれども、地方公務員の給与決定につきましては、根本基準として、地公法第24条の2項で、先ほど申し上げましたけれども、全ての地方自治体については、この規定の遵守義務はございます。この規定を遵守するための方法としまして勧告制度があるものと考えております。

まず、一般の企業が利益により賃金が改定されるのと違ひまして、地方自治体におきましては、公務の目的である公共の福祉の増進は金銭によってあらわせないことから、公務員の給与については利益以外の基準で改定せざるを得ないところでございます。

では、利益以外の基準とはどういう方法になるかでございますけれども、地方公務員法のもとでは、民間企業の賃金ですとか、ほかの公務員との比較によって給与を定める方法がとられております。この方法につきましては、民間やほかの公務員と比べて同水準の給与を支給しないと人材の確保が困難になること。また一方では、公務員給与は世間一般の給与水準を超えるようなことがあれば住民の理解が得られないという2つの考え方からとられたものでございます。

このような考え方から、人事院が国家公務員の給与勧告を行うに当たって用いている手法が地方自治体でも一般的に用いられてきたところでございます。

加えて現在では、県人事委員会においては、地域の民間給与をよりの確に反映させる観点から、公民格差のより一層正確な算定、公民比較の勧告への適切な反映などの取り組みが求められており、そのように取り組んでいるところでございます。

このように、地域の実情を反映した人事委員会勧告に準じた給与制度とすることで法を遵守できるものと考えております。

以上のことから、法の遵守、それから均衡の原則の観点から、本市におきましては県の人勧制度にのっとっているものでございます。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） 繰り返しになりますが、法の遵守と言いますが、地方公務員の給与制度についてに関しての地方公務員法では、給与その他の事情を考慮して定めなければならない。各自治体は、その勧告に基づく地域の実情を十分に考慮した適正な給与制度を構築しなければならないとあります。

山形県の人事委員会勧告は、米沢市の個別の状況は入っていません。ですから、米沢市は独自にちゃんと地域事情を考慮して、ちゃんと実態を調査して、米沢市でちゃんと考えていただきたい。そのために条例もいろいろつくっているわけですから。形だけではなくて、法遵守と言うのであれば、法令をきちっと遵守していただきたいと思います。

次に、猫のことで伺います。

県のホームページで公開されていますが、猫の殺処分の数は、平成29年で260匹でした。県内4つの保健所の合計でしか把握していないということで、米沢市だけの数字はわかりませんが、平成20年には2,472でしたので、ボランティアの方、

さまざまな取り組みの成果で減少したのだと思います。

今の数字は、殺処分の数字で、保健所の担当者から伺ったところ、交通事故に遭って死亡した猫、外や家の敷地内で死んだ猫の回収の数は3,000匹で、この10年間横ばいだそうです。

殺処分された260匹のほとんどは、生まれたばかりの子猫だそうです。

原因と結果で言えば、原因は去勢・避妊手術をしていないから望まない繁殖が起きて、そして保健所に持ってきて殺処分になると。

その原因を解決するには、完全室内飼いか、去勢・避妊手術をすることだと思いますが、宇部市では市独自の助成制度をつくっています。米沢市でも、去勢・避妊手術の助成制度をつくってみてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 現在、本市では猫の去勢・不妊手術に対する助成制度は実施しておりません。

ただ、29年度と30年度であります、米沢市協働提案制度補助金を活用した団体の取り組みになりますけれども、その中で、飼い主のいない猫を捕獲し、動物病院で不妊・去勢手術を行って、数年かけて区域内の個体数を減らしていくという、それによって駆除や保健所への持ち込み数を低減させる事業を実施しているところもございます。

それから、公益社団法人の山形県獣医師会では、30年度、雌猫の不妊手術費補助事業を実施しております、費用の一部を助成しているという事業がございます。

それから、公益財団法人日本動物愛護協会でも、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の費用の一部助成を実施しておりますので、こういった飼い主のいない猫について、あるいは飼い主がいる場合についても、こういった制度等がございますので、これらの情報提供をふだん、そういった問い合わせ

せがあったときにはしているという状況でございます。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） これまでも、最初の答弁にもありましたけれども、保健所と連携して、直接伺って苦情の処理をしたり、いろいろ取り組みをされていると思いますが、殺処分の数は減ってはいるけれどもゼロにはできない。猫といえども命ですから、やっぱり殺すというのは本当にかわいそうなことだと思っています。

根本的な解決は、市民の意識。望まない繁殖をさせている市民に義務を課すしかないと思います。動物の愛護及び管理に関する法律の中でも、動物の所有者または占有者の責務等、第7条において、「動物の健康及び安全を保持するように努める」とあります。

犬及び猫の繁殖制限、第37条でも、「繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない」とあります。

置賜保健所主催の保護猫の譲渡会でも、譲渡を受ける方は契約書にサインが必要で、その誓約書には、「猫については室内飼いとし、迷子札等の所有者明示措置及び不妊・去勢手術を受けさせます」と文言が入っています。守れない人には絶対に譲渡しないと保健所も言っています。

それで、条例をつくって、仮に条例で市民に義務を課しても、条例の根拠にもなるし、矛盾もしいと思います。ですが、条例より実際の取り組みが大事なことは言うまでもないんですけれども、助成制度をする気がない。努力程度としたら、罰則もありの条例で市民に義務を課する必要もあるのではないのでしょうか。

条例の目的は、とにかく殺処分ゼロ、あと交通事故死や外で死んでいく猫をゼロにするための原因をたずためにつくっていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 今、議員もお話しになり

ましたとおり、法律の中で繁殖制限、特に「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の中で記載がございます。そして、「ねこの飼養及び保管に関する基準」において、「屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること」というような規定もございます。

そういった各種の法令等が整備されているという状況がございますので、本市としては新たな条例の整備を行うというのではなく、関係機関、関係団体と連携して啓発活動に努めていきたいと。それで、市民一人一人の猫の適正飼養についての理解を深めて、いろんな、さまざまな問題解決につなげていきたいと考えているところでございます。

○島軒純一議長 皆川真紀子議員。

○11番（皆川真紀子議員） きょうの、ずっと何回も、その前からも言っていますけれども、米沢市は米沢市の実情を考慮して、米沢市の条例をつくっていただきたい。米沢市のことを考えて、米沢市の条例を、市民に責任を課すということも必要ですし、米沢市として考えていただきたいんです。国の法律とも矛盾しませんし、私はぜひ検討していただきたいと要望して、私の一般質問を終わります。

○島軒純一議長 以上で11番皆川真紀子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時09分 休 憩

~~~~~

午後 1時09分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、中川市長の2期目に向けた意思表明は外4点、5番佐藤弘司議員。

〔5番佐藤弘司議員登壇〕（拍手）

○5番（佐藤弘司議員） 公明クラブの佐藤弘司でございます。

質問に入る前に、平成時代を若干振り返った後、質問に入りたいと思います。

あとわずかで平成の時代が幕を閉じようとしています。この30年間、振り返ったとき、一言で言えば、災害に見舞われた平成の時代ではなかったかと思います。平成6年の阪神・淡路大震災、23年の東日本大震災、近年も御嶽山の噴火など甚大な災害が相次ぎました。

ことしも、大阪北部地震や西日本豪雨、北海道胆振東部地震など、まさに災害列島の様相を呈しております。

「これまで経験したことのない」とか、「命に危険が及ぶ暑さ」「迷わずに避難してください」など、現在我が国は相当深刻な状況にあると感じております。

6月定例会でも申し上げましたが、昔は使っていなかった土地が大きな被害に遭っています。危険な地域にまちを広げた結果、そこが被害に遭ってしまった。これからは人口が減ってまいりますので、安全な土地にまちを集約する必要があると思います。

防災連携の専門家は、防災対策における自助、共助、公助の割合は7対2対1が基本であると言っておりますが、議員の立場で、公助の割合は1とは言にくいところですが、行政の対策には限界があることも理解してもらわなくてはなりません。

米沢市を例に挙げた場合、消防士は942人に1人しかおりませんし、救急車は2万256人に1台しかありません。だから自助が基本だということでもあります。

しかしながら、さきに述べたように、災害対策というものは社会のありようを変えなければなりません。だからこそ、防災、減災、復興を政治の主流に、そして防災教育を含め社会の主流にし

なければならないと強く感じているところであり
ます。

質問に入ります。

初めに、中川市長にお尋ねいたしますが、来年
は12年に一度めぐってくる統一地方選挙と参議
院議員選挙が重なる選挙一色の年です。県議会議
員選挙を皮切りに、私ども市議会議員も改選を迎
えます。そして、夏の参議院議員選挙、年末には
市長選挙が行われます。

そこで伺います。

来年12月21日に中川市長は任期満了を迎えま
すが、中川市長の2期目に対する態度を明らかに示
していただきたいと思います。

中川市長は、就任後の28年3月定例会において、
市長の任期を2期8年とする条例を制定いたしま
した。私は、2期8年は務めるとの決意のあら
われなのかなと勝手に思ったりしたところですが、
条例制定の意図も含め、お伺いいたします。

次は、読書離れ対策について質問をいたします。

SNS等、通信技術の普及も影響してか、若者
の文字・活字離れや読書離れが課題になっていま
す。文章の読解力や表現力などの低下も指摘され
ています。

このような実態に歯どめをかけるべく、2005年
に文字・活字文化振興法が施行され、秋の読書週
間の初日である10月27日が文字・活字文化の日と
定められました。

文部科学省が平成28年度に委託した調査結果に
よると、1カ月間に1冊の本も読んでいない子供
の割合は、小学5年生が8%、中学2年生は
18.9%、高校2年生に至っては35.7%でした。さ
らに、大学生を対象にした調査によると、1日の
読書時間が0分だったのが何と過半数の53.1%。
以上のように、小学生から大学生へ年齢が上がる
につれて、読書離れの傾向があります。

読書活動は、知識や情報が得られるだけでなく、
想像力や空想力を養い、感性を豊かにする。これ
らは、新しいものや価値を生み出す源になります。

文字、活字には映像と違った力があります。

読書活動を充実させることは、単に読む本の冊
数をふやすことだけではなく、読書の質を高める
ことが必要です。

そのためには、学校教育において読書の機会を
ふやし、読書に興味、関心を持たせる指導が欠か
せません。米沢市の現状をお尋ねいたします。

次に、防犯カメラについてであります。

警察庁によると、刑法犯認知件数は減少傾向に
あります。ピークだった2002年の約285万件に比
べ、昨年は約91万件と3分の1程度になっていま
す。特に、車上狙いや空き巣、ひったくりなどが
激減。その要因の一つに、防犯カメラの設置台数
の増加を挙げています。犯罪抑止効果だけではなく、
防犯カメラは映像の記録を通じ、発生した事
件、事故の解決に大きな役割を果たしています。

最近の事例でも、犯行現場付近の防犯カメラの
映像が容疑者割り出しの材料になった。今や防犯
カメラは地域住民を犯罪や事故から守るツール
に定着したと言えます。

本市の公共施設の設置状況を伺います。

さらに、近年注目されているのがドライブレコー
ダーです。事件・事故・災害発生時にたまたま
通り合わせた車の映像がニュースに流れるなど
多くなったところではありますが、あおり運転や悪
質ドライバー対策として、事故の抑制や運転者の
注意喚起、さらには「動く防犯カメラ」として犯
罪防止に大きく貢献するものと考えます。

また、市民の安心・安全にも貢献できるとの観
点から伺いますが、現状、市所有車の何割にドラ
イブレコーダーが配置されているのかお答えく
ださい。また、近い将来、全車に設置すべきと思
いますが、あわせてお考えをお伺いいたします。

次の質問は、食品ロス削減についてであります。

日本の食料自給率は約4割にとどまる一方で、
食べられるのに捨てられる食品ロスは年間約642
万トンと推計されており、その削減が喫緊の重要
課題であります。

食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストラン、外食産業などあらゆるところで見受けられます。

そこで、本市においても、まずは教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して、食品ロス削減のための啓発を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

役所の窓口業務について伺います。5番目の質問です。

家族を亡くした後の役所での手続は実に煩雑です。個々の状況によって違いますが、多い場合は相当数の窓口を回らなければなりません。

こうした手続を一括して手助けする窓口の開設が全国で広がっております。その先達は、大分県の別府市、2016年5月に「おくやみコーナー」をスタート。さらに、ことしに入り、三重県の松阪市、愛媛県松山市、兵庫県の三田市、神奈川県大和市の各市が同様の窓口を開設いたしました。

別府市の事例を紹介しますと、まずは「お客様シート」に死亡者の氏名や生年月日などを書き込んでもらい、職員がデータを入力すると、必要な手続が導き出され、関係書類が一括して作成される。遺族は、どの課でどんな手続をするのかを記した一覧表をもとに説明を受け、窓口へ行きます。死亡者の情報を伝えられた各窓口では事前に準備をしておくという流れであります。これによって、必要な時間は3割から5割短くなったのではと担当者は語っているということでありました。

米沢市では、本年10月末の人口が8万1,000人。毎年約1,100人の御不幸がありますので、1日平均五、六件の手続があることになります。

この事例は、大がかりなシステム改修もなく、自前での書式作成と関係部署への徹底によって運用しています。市民の負担軽減への熱意と知恵が行政改革の源であることを改めて思い知らされる例であります。

当市も速やかに実行すべきと思いますが、御答弁をお願いいたします。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○島軒純一議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 佐藤弘司議員の御質問にお答えいたします。

まず、2期目への出馬の表明でありますけれども、結論から申し上げますと、2期目に向けて出馬をいたします。

その中で、御質問にもありました、私の任期を2期8年と条例化したのはという御質問がございました。

就任する前から、米沢市は大きな課題を抱えておりました。1つは、財政の健全化であり、またもう一つは、市立病院の改築でありました。そして、小中学校の統廃合も計画が進められておりました。また、この市庁舎の耐震化をどうしていくのか。こういった課題もあったわけです。

同時に、私が「米沢創生」というスローガンのもとに、市民の皆様にお約束をしてきた公約について、どのように実現をしていくかということがあったわけでありまして、こういった大きな課題と、そして市民にお約束をした公約実現のためには、1期4年では非常に厳しい期間でしかないというようなことで、2期8年の中でしっかりとこれに取り組んでまいりたいと。そういう決意のもとに、2期8年の条例化をさせていただいたところであります。

また、逆に言いますと、2期8年でその答えを見出すことができなかつたら、市長の職としての責任を問われるわけでありまして、果たしてその職につくということについてはどうなのかということで、自分自身を奮い立たせながら全力で取り組んでいかなければならないという決意をもって、条例化をさせていただいたところであります。

そして、就任前の、先ほど申し上げました、いろんな大きな課題があったわけですが、就任してすぐに問題になってきたことは、市立病院

からの精神科の廃止であります。これに当面、全力を挙げてまいりました。おかげさまで、米沢こころの病院として開設をさせていただくことができて、これは一つの大きな成果として、ほっとしておるところであります。

そして、先ほど申し上げました、大きな課題の中で、一番最初に手をつけたのが、市庁舎の改築であります。これは、耐震問題を受けて、何とかやっぱり、これは市民の安全・安心、職員の安全・安心でもありますけれども、やっぱりこれからの地域の発展のための司令塔となる市役所を安心して働ける職場にしていかなければならない。そういった思いがあって、国の支援もあって、決断をさせていただきました。

そして、市立病院の改築でありますけれども、人口減少、少子高齢化が進んでいく中で、地域医療をどのように守っていくかと。この視点は、これからの米沢あるいは周辺の医療を守っていく上では大きな課題となっております。

そういった中で、医師の確保も含めて、やっぱりこれは医療経営の問題もありましたので、しっかりと医療連携を進めながら取り組んでいかなければならないということで、今日まで進めさせていただいてきたと。その裏には、しっかりと医師の確保もどうやっていくかというようなことで、この医療連携の検討委員会には山大学部にも御指導いただきながら取り組んできたということでもありますけれども、いよいよこれからが本番であります。しっかりと取り組んでいかなければならないと、このように考えておるところであります。

そして、小中学校の統廃合につきましては、適正規模・適正配置として、新たに、これからの少子化に立ち向かう、本市の子供たちの教育というものについてしっかりと取り組んでいかなければならないと。

そして、当面でありますけれども、南原中学校の生徒の減少によって、地域からも、早目の対応

をとという御要望をいただいております。その要望に対して、地区の皆様方といろいろお話し合いをしながら、来年度の4月1日から南原中学校は二中に前倒しをして統合するという方向を出させていただいたわけでもありますけれども、いよいよこれから、ほかの小中学校の適正規模・適正配置については、これから地域の皆様の御理解をいただきながら、どう進めていくかということが大きな課題になってくるわけでもありますので、しっかりとこの件についても取り組んでいかなければならないと決意をしておるところであります。

こうした大きな問題を抱えて、財政の健全化でありますけれども、一方でしっかりと健全化を進めながら、もう一方で重要な課題は、この財政健全化を進めていく上で一番重要なことは、私は、市税をどうやってふやしていくかと、このことが一番重要な課題であると思っております。これはとりもなおさず、米沢市の経済をどのように発展させていくかということにつながってまいります。この経済の発展には、産業の振興があるわけでもありますけれども、この産業の振興というものは、一つはそういった財政、市税をどのようにアップしていくかということと同時に、若者をどのようにこの米沢に定着させていくかという大きな課題にもつながってまいります。

そういった中において、企業誘致も進めさせていただきましたし、またこれからいよいよ付加価値の高いものづくり、山大学部と市内企業が連携した付加価値の高いものづくり、それによって地域経済を押し上げていくというようなことも含めて、これにつきましても責任を持って取り組んでいかなければならないと、このように考えておるところであります。

そして、何よりも米沢市の主役は市民でありますので、市民の皆さんが健康で明るく元気にこの米沢で生活できる環境づくりというものを考えていかなければならないということで、「健康長

寿日本一」という方向性を目指しながら、そういったこれからの米沢づくりをしていかなければならないというような思いで、この構想にも今、取り組んでおるところであります。

これは、「健康長寿日本一」、口で言うのは非常に易しいんですけれども、具体的にこれは赤ちゃんから、そして高齢者の皆さん、各年代にわたる健康長寿にどのように取り組んでいくかということでもありますので、息の長い取り組みになるであろうと。まず、手をつけるものは手をつけるとしみしても、そういったものをどのように進めていくかということも、これからの大きな課題になってきております。

そして、ようやく米沢の地域資源をどのように生かして、これを国内外に発信するかといった、米沢ブランドもようやく立ち上がったところがあります。「挑戦と創造のあかし」「米沢品質」、これは全ての分野にかかわっていく、これからの米沢の魅力をアップする事業でありますので、これにも責任を持って取り組んでいかなければならないと。このように考えておるところであります。

そして、今までなかなか、置賜は一つだと言葉で言っても、まとまってきませんでした。しかしながら、置賜定住自立圏構想を米沢市が中心市となって、そのほか2市5町とのいろんな生活をしていく上で、その地域、地域、米沢と協定を結ぶことによって地域の創生につながり、住民福祉の向上につなげていくというようなことで今、3市5町それぞれ担当者あるいは地域の皆様方と共生ビジョンを策定中であります。こういったことをやっぱりやっていく上でも、これは置賜全体でのリーダーシップも、この米沢市が、そして私自身がとっていかなければならないものと、このように決意をしておるところであります。

ほかにも、2期目に挑戦するに当たって、いろんな思いというのはあるわけですが、きょうは佐藤議員、ほかの質問もございますので、基

本的な部分について述べさせていただきまして、今後とも「米沢創生」の実現に向け、責任を果たしていく覚悟でございます。どうぞ議員各位の御指導、御支援をお願い申し上げ、2期目への出馬の表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、読書離れの対策と、食品ロスへの取り組みについてお答えいたします。

初めに、学校における読書離れへの対策についてであります。SNSの普及などにより、全国的に活字離れ、読書離れが問題視されています。

そのような中、今年度の全国学力・学習状況調査の結果、本市の児童生徒は、平日30分以上読書をしている割合が全国を上回っている状況であります。特に、中学3年生は全国を6.7ポイント上回っており、全国と比較しますと、読書に親しむ生徒が多いことがうかがえます。

その一方で、小・中学生ともに文章を読む力には大きな課題がございます。読書の時間が確保されても、質や量についてはまだ不十分な状況であり、読解力の育成という視点からも読書活動の重要性を実感しているところであります。

現在、各学校では読書活動推進のために、さまざまな取り組みを行っています。

小学校においては、朝読書の実施、読書月間の設定、多読運動の推進、親子読書やボランティア団体による読み聞かせの実施など、低学年から高学年まで系統的に取り組める読書活動を推進し、本に親しみ、みずから読書を楽しむ子供の育成に努めております。また、市立図書館と連携し、巡回図書を活用して読書の幅を広げる取り組みも行っています。

中学校においては、朝読書の実施、子供と教師による推薦図書の紹介活動、多読賞の表彰など、小学校からつながるような読書活動を展開し、読

書への関心を高めるとともに、県の「新聞を活用した教育活動への支援事業」の取り組みにより、新聞を用いた学習にも積極的に取り組んでいます。

今後、全国的な傾向と同様に、本市においても読書離れ、活字離れの課題が大きくなってくることが予想されます。本に親しませることは、学力の向上につながるだけでなく、子供の想像力や感性を豊かにし、生きる力の育成に直結する大切な教育であると考えておりますので、今後も読書離れ、活字離れに対する対策を十分に講じて、取り組んでまいります。

次に、食品ロス削減に向けた学校教育の取り組みについてお答えいたします。

学校給食の献立は、栄養教諭や学校栄養士による学校給食献立作成委員会において作成されます。バランスのとれた栄養摂取の面だけでなく、食への関心を高め、残食が少なくなるようなメニューづくりに努めるなど、工夫と配慮を行っています。

学校の取り組みとして、食育全体計画に基づいた食育の実施があります。ある小学校では、食品があふれている日本の状況を知り、「もったいない」という気持ちを大事にすることを、5・6年生の指導目標に掲げ、小学校3・4年社会科「ごみの処理」や、5・6年の家庭科「生ごみのしまつの工夫」など教科の学習と関連させて、「もったいない」という気持ちを育てています。

また、市内全小中学校で「心を育む学校給食週間」の取り組みを行っています。調理師の方々に感謝の手紙を書いたり、地元の生産者や納入業者の方々を招いて交流したりすることで、食にかかわる方々への感謝の気持ちや、食べ物を大切にしようとする気持ちを育てています。

こうした取り組みを通し、苦手としていた野菜も食べることができるようになった子供がいるという話も聞いており、この給食週間の重要性を実感しているところです。

児童生徒による取り組みとしましては、給食委員会による、残食を減らすための呼びかけなどの活動を多くの学校で実施しています。子供の主体的な活動から、残さず食べることの意識向上が図られています。

教育委員会による取り組みとしましては、「子ども食育マスター育成事業」が挙げられます。米沢市食育推進計画に基づきまして、「子ども食育マスター育成事業」では、食育を通して子供自身が生きていくために必要な力を身につけることを目指しています。

この事業で、米づくり体験に取り組んだ小学校では、栽培の苦勞、収穫の喜びを実感させることで、食品のありがたさがわかる子供の育成に取り組ましました。

このように、子供たちはさまざまな活動を通して食べ物のありがたさや食品ロス削減の重要性などを学んでいます。食にかかわる方々への感謝の思いと、食に対する「ありがたい」と「もったいない」の気持ちを育むことができるよう、今後も継続して指導してまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、3の防犯カメラの設置拡大についての御質問のうち、本市が設置している防犯カメラの状況についてと、5の死亡に関する手続を一括して手助けする窓口の開設についてお答えいたします。

初めに、防犯カメラの設置状況についてであります。

防犯カメラの主な目的は、犯罪を未然に防ぐことにあり、場合によっては犯罪を防ぐよりも監視することを主眼とするカメラもあるため、防犯を主目的とするカメラとしての全体の把握はしておりませんが、現在、市が設置しているものでは、一例としまして、西條天満公園に2基設置しております。

また、本市の公共施設において、施設管理上の必要性などからカメラを設置している例を挙げますと、市役所庁舎の1階出入り口付近とエレベーター内、置賜総合文化センターのロビーや廊下、すこやかセンターのプレイルーム、米沢駅前自転車駐車場内などがあります。

また、公共施設以外では、不法投棄防止用の監視カメラなど、不法投棄のおそれがある場所に、不法投棄の未然防止、抑止効果などを狙いとして移動設置するものがあります。

次に、死亡に関する手続きを一括して手助けする窓口の開設についてお答えいたします。

御親族がお亡くなりになると、御遺族の方は相続のほか年金や健康保険、介護保険、各種名義・引き落とし口座の変更、生命保険の請求などさまざまな申請や届け出が必要となります。

市民課の窓口においては、故人の各種手続きに必要な証明書の請求や保険証の返還手続きをされる方々の姿が日々見られます。大切な方を亡くされ、葬儀を終えた後に行く多くの手続きは、御遺族にとって心身の負担も大きく、なれない公的手続のために各課に足を運ぶことは、特に高齢の方にとって容易なことではないと思われます。

本市では、このような方々が少しでも安心して効率よく手続きを済ませることができるよう、死亡に関する各種手続きをまとめた一覧表を作成し、御事情を聞き取りした上で、必要な各課に御案内しております。

一元的に手続きができないかといった要望は現在いただいておりますが、手続きの煩雑さを考えますと、専用窓口を設置することは理想形であると認識しております。

全国的な状況を見ますと、先ほど議員が紹介されましたけれども、大分県別府市では「おくやみコーナー」を開設し、数カ所にわたる手続きを一元的に受け付けし、階段を上り下りすることのない、また書類を何枚も記入することのないサービスを開始しており、ほかにも同様の窓口を置く自治

体が数カ所あるようです。

一方、本市では平成33年度の新庁舎開庁に向けて、窓口関係課で組織する窓口部会を設置し、窓口サービスのさらなる向上を目指して、現在さまざまな検討を行っております。

例えば、出生、死亡、婚姻などライフステージごとの手続きチェックシートをつくり、漏れなく手続きを済ませていただく方法や、住所、名前を何度も申請書に記入しなくても済むようなシステム改修などがあります。

また、市民に身近な手続きはほとんどワンフロアで済ませられるようなレイアウトの検討もしておりますので、専用窓口とはいかなくても、同じフロアで順序よく流れていけるような案内の仕方も工夫できると思います。

このようなことから、新庁舎の開庁に向けて、今までよりサービスもよくなったと市民の皆様から評価していただけるような窓口サービスの充実について、今後も全庁的に検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、公用車のドライブレコーダー設置状況についてお答えいたします。

公用車へのドライブレコーダー設置につきましては、安全運転意識の向上による交通事故防止のほか、万一事故が発生した際の原因確認を主な目的として、平成29年度以降に購入した車両に設置しているところであります。

議員が述べられたとおり、犯罪発生時にドライブレコーダーに記録された映像から事件が解決している事例もあり、防犯面の効果もあると考えております。

現在、市が所有する普通自動車と軽自動車は合わせて104台ございますが、そのうちドライブレコーダーの設置台数は4台であります。ほかに、共用で使用しているマイクロバス2台のうち、今

年度購入した1台には設置しております。

公用車による交通事故が依然として発生している状況もありますので、今年度、職員が共用で使用する公用車20台程度に設置することを検討しております。

今後は、全ての公用車への設置拡大を検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番(佐藤弘司議員) ありがとうございます。

まず、市長に関する質問に関しては、しかと御決意をお伺いいたしました。

次にですけれども、読書の部分ですね。教育長からも御答弁ございましたけれども、読書運動というと、どうしても国語科を中心というような空気といますか、多いわけですけれども、それだけではなくて、文字・活字文化を根づかせるという意味では、国語科を初めとして、社会科や理科、家庭科、道德教育など、あらゆる教育の指導において触れる機会をふやすということが重要だと思いますが、御報告にあったとおり、全国平均よりも上だということで、それはそれで喜ばしいんですけれども、国語に限らず、ほかの教科も通してという部分では、お考えはどのような……、実態でも結構ですし、お聞かせいただきたいと思います。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 読書につきましては、国語だけではなく。社会でも、理科でも、数学でもそうです。実際、中学校あたりの全国学力・学習状況調査の問題などを見ますと、本当に長い文章、さまざまな資料を総合的に判断する力を求められます。さまざまな資料を読み比べたり、自分の頭の中で整理、統合するというような考えが必要になってきますので、国語だけでなく、さまざまな教科で実際に文章に触れて、自分で調べる活動を通して、自分の言葉でまとめたりするような活動を大事にしているところであります。

す。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番(佐藤弘司議員) そうですね。おっしゃるとおりですけれども、あとはもう一点、あらゆる教科に関連する、授業の内容を補填するために関連する図書を推薦したり、授業で副読本みたいな形で活用しているという状況はいかがなものでしょうか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 授業の中では、教科書だけでなく、さまざまな生の資料に触れたり、先ほど新聞の紹介もありましたが、新聞でありますとか、さまざまな資料を使って勉強しております。

また、教科以外でも、先ほど紹介がありましたけれども、親子読書の取り組みであったり、ボランティアの方の読み聞かせであったり、さまざまな機会を捉えて読書の楽しさを伝えて、みずから本をとって読めるような子供たちを育てるよう努力しているところであります。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番(佐藤弘司議員) 先ほども壇上で言いましたが、小学生よりも中学生、中学生よりも高校生という、だんだん読書離れが進むというその理由には、部活とか、受験勉強が忙しいとか、そういう部分に関係しているように思うんですが、それらはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 御指摘のとおり、部活動やら勉強で忙しいという実態はあります。

ただ、多分、昔の子供たちも忙しかったと思うんですが、そのときにも、先ほど申しましたとおり、本を手にとるという部分があったのですが、最近はやはりどうしてもコンピューターでありますとか、スマートフォン、タブレット等で動画を見るというようなことで、手っ取り早く楽しみを得るというような子供さんが多いのかなと思います。

学校では、市立米沢図書館などからたくさん本

を借りてきたりするなどして、さまざま本に触れさせておりますので、こうした傾向で、小、中、高と読書離れが起きないような取り組みを継続して行ってまいりたいと思います。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） それと、新聞の話がありまして、たまたまきょうの新聞に米沢商業高等学校の事例と、あと県の教育委員会の活動状況、非常に有効に新聞を活用しているという記事が載っておりました。

市内でも、中学校も、小学校もですか、新聞を活用してやっていると思うんですけれども、その状況ですね、例えば1学年に1新聞なのか、1学級ごとに1部ずつあるのか、その活用の状況といえますか、お聞かせいただきたいと思います。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 本市におきましては、中学校3年生の各学級に1新聞届けております。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） それと、その内容によっては、見出しのつけ方とか、あと今の、例えば経済状況とか、そのときの話題になるものなんかは非常にいいテキストになると思うんですよ、新聞というものは。そうした場合、1学級に1新聞、あとは学年に1というのと、限られた部数になりますので、回し読みというわけにもいかないと思うんですよ。そういう部分で、注目記事をコピーして皆さんに教材として渡して学ぶとか、そういう部分の活用はいかなものでしょうか。

○島軒純一議長 大河原教育長。

○大河原真樹教育長 今おっしゃったようなことで、活用の仕方が最も有効でして、例えば社説を比較するということで、中学3年生に、同じ新聞ではなくて、各紙届くように米沢では手配をしているところですので、注目すべき社説があったときには、その社説を3社ぐらい国語の教員がコピーをして、それを授業の教材として使う等の利用をさせていただいています。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） そのような有効に活用しているということで安心をいたしましたし、今後ますます多様化する社会情勢でもありますので、活用を推進していただきたいと思います。

私はやっぱり、読書といいましても、画面で見たり、端末で見たりするのではなく、紙の、本で、あと新聞を紙ベースで見るとというのが非常に大事だと思います。

10年前になるでしょうかね、ブックスタート事業がまだ実現していなかったとき、それを要望する質問の中でも、本のこういう重さですとか、紙のにおいとか、どの辺まで読んだという、その体で覚えることが重要だということを述べた記憶がございますが、やっぱりそういう、私もこれなんかは国語辞書ですが、私の愛読書みたいにして、これは枕にしているのではありません。非常に活用して、いつもそこに置いておくんですけれども、そういうやっぱり、こういう電子媒体ではなく、紙が重要だということも認識をしていただきたいと思いますし、御認識なさっていると思いますので、一言コメントいただけますか。

○島軒純一議長 大河原教育長。

○大河原真樹教育長 私も本を手にして、自分のものにして、読み終わったら宝物として本棚にしまうという、それで、自分の読んだ本が、本棚を見ると一覧で見えるという、何か自分の成長のように感じますので。やはり紙ベースでこうした、いとおしさを持って本を読むということを子供たちに教えていきたいなと思っております。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） ありがとうございます。

次に、防犯カメラの質問に移りますけれども、定例会のたびに、議案説明の折、専決の議案、いわゆる交通事故に基づき生じた損害賠償の額の決定についてということで、総務部長、本当に毎回の定例会でお話しになるように、その御苦勞、またこういう交通状況ですから、ある程度仕方な

い面もあるんですけども、そういう部分の学びの場とか、再発防止とかに、その映像を役立てるということも大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 レコーダーをつけてから、まだ事故などは起きてはいないわけですが、検証する上でもそういった記録は大事でございますので、今後、事例が生じれば、そういったことも検討したいと考えております。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） それと、私はこういう面もあると思うんですよ。やっぱり、答弁の中では、何台まで……、20台。今後、何台まででしたか、設置予定は。（「全て」の声あり）全てに。早い段階でそのようにしていただきたいと思いますが、そういう、例えば役所の車にはドライブレコーダーが搭載してありますよという周知をしただけでも、本当に市民の皆さんはそれだけで安心・安全な担保といいますか、気持ち的にも安心できますし、役所に対しても信頼がさらに増すと思われますので、そのような方向で進めていただきたいと思います。

せめて、その優先順位といいますか、常に巡回、パトロールしているような車を、その中でも先に取りつけるような方向でいていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 壇上からも申し上げましたが、まず利用度の高い共用車を優先して取りつけようと考えておりますので、なるべく効果が出るような形で取りつけをしていきたいと考えております。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） あと、市民環境部長のほうですか、そういった公共施設に限らず、いわゆる民間の店舗にも、コンビニエンスストアなどにはついていると思うんですけども、民間の施設、

店舗等々にも、例えば民間の商業施設に助成金を出して設置を促すとか、そういうようなお考えはいかがでしょうか。要望しておきます、これは、じゃあ。多分これは通告していなかったもので。そういう部分にも、民間の商業施設にも協力いただくということも大切ではないかということで、助成金を出してでも推進していただきたいと、要望をいたします。

あとは、手続ですね。

ああ、もう一点、教育長、済みません。ありました。

食品ロスの件で、そういう取り組みをされているという部分は非常に理解できました。

その答弁に反するような2回目の質問で恐縮ですけれども、反面、先日、新聞報道にあったのは、給食の完食を進める余り、食品ロスを少なくするというのは理想ですけれども、それを進める余りに、完食指導がきっかけで、例えば不登校ですか、大げさに言えばですよ、体調不良に陥る子供も非常に、1,000人単位でいるとか、全国的に見れば。そういう楽しいはずの給食がトラウマになってしまつては、やっぱり本末転倒でございますので、その辺の米沢市の現状というか、多分ないとは思いますが、お願いしたいと思います。

○島軒純一議長 大河原教育長。

○大河原真樹教育長 今おっしゃいましたように、本来給食は楽しく食べて、食事の大切さを学ぶという場だと思っております。そのことで、給食を食べることが嫌いになっては本末転倒だと思います。

本市では、完食を強要するようなことは行っておらず、そのために不登校になってしまったという例はございません。

給食を完食するということは理想ですけれども、適切な量を楽しく食べるということを主眼に、これからも健やかで心豊かな生活を送ることができるよう指導していきたいと思っております。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） よろしくお願ひします。

実は私、この件に関して非常に苦い経験がありまして、年代がわかるんですけれども、小学校の給食でチーズというものを初めてお目にかかって、今でいう消しゴムみたいな形状の、口にしたときはなかったものですから、1時間近くかかって、廊下に残されて、友達と、食べた経験があるわけです。それで、今では食べ過ぎて奥さんに叱られているくらいですけれども、そういうような大昔の思い出がありますので。

今、教育長がおっしゃったように、ひとつ楽しい給食、食育を通して推進してくださるようお願いいたします。

最後に、死亡手続に関してでありますけれども、新庁舎建設に向けて取り組むということですが、2年間あるわけですから、そのうち今の庁舎でも徐々にやっておかないと、新庁舎になったからと、はい、ぽつというぐあいにはいかないと思いますし、今の人数の推計では五、六人ぐらいの手続だろうと、平均にしてということをお願いしましたが、やっぱり今、多死時代でありますので、ふえることも予想されますので、新庁舎建設を待たずに、今のうちから段取りといいますか、計画をしておかないとうまく移行できないような気もいたしますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 新庁舎になってから全て改善というわけではございませんけれども、やはり常に窓口のいろんな手続に関しては、少しでもおいでになる方が便利に、あるいは短い時間で手続が済むような改善は図っていかなくてはならないと考えております。

「おくやみコーナー」につきましては、やはり専門の職員を何人か、コーナーとする場合には配置する必要なんかも出てくる可能性もございますし、そのためには庁舎1階、2階の各窓口だけではなくて、もっと広範囲の手続の知識を確実に身につけるということも必要になってきますので、

で、そういった意味では少しちょっと時間がやっぱり必要ではないかと考えておりますので、「おくやみコーナー」につきましては今後の研究課題とさせていただきたいと考えているところでございます。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） そうですね、「おくやみコーナー」という部分だけではなくて、答弁にあったように、ライフステージをすんとまとめるような部分でも私はいいと思います。出生、あと結婚とか、進学、いろんなそういう生活にかかわる部分を、先ほどの答弁では、1つのフロアでせめて全部手続が終わるくらいの、大きい、ちょっともう一つ大きくりのライフステージのコーナーを設けて、そこで全て完結するというようなことは理想だと思いますが、そのようなお考えだということでは理解してよろしいですか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 そういった方向で、新庁舎の開庁に向けて検討していきたいと考えております。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） 最後にしますけれども、ちょっと戻って、総務部長、済みませんが、最終的には全車両に取りつけてまいりたいということだったんですけれども、大きな枠での、何年くらいというような見通し、目安といいますか、そこらまでは今はいかがでしょうか。決まっては。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 レコーダーの単価自体、大分下がってきておりますので、そんなに大きな金額は要しないと考えております。なので、予算と絡めながら、なるべく早い段階で導入したいと思っております。

○島軒純一議長 佐藤弘司議員。

○5番（佐藤弘司議員） 大変前向きな答弁をいただきまして。

近隣の県内の市町村でも、非常に装備が進んで

いると伺っておりますし、東根でも去年、ことしの補正かな、それで決定したというようなことも出ておりますので、そういう部分、市民の安全・安心が一段と加速するという部分を期待して、私の質問を終了します。

ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で5番佐藤弘司議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休 憩

~~~~~  
午後 2時14分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、新庁舎の耐震・免震について外2点、1番山村明議員。

〔1番山村 明議員登壇〕（拍手）

○1番（山村 明議員） こんにちは。

今回の一般質問に臨み思ったことは、通告してから出番が来るまでえらい長い日数がたったように感じられました。私の今回の場合ですと、11月21日に通告をしまして、発言するまでに12日間あったわけですし、発言順の遅い方については、通告から15日後の出番となっております。間に土曜、日曜が2回も挟まっております、これだけたっぷり時間があると、私を除いて、ほかの皆様、当局は質問も答弁も十分熟成したものにお互いになるのではないかと期待をいたしております。

話は変わりますが、大相撲九州場所が11月25日まで福岡国際センターで行われました。優勝した貴景勝関の四股名の由来は、元貴乃花親方の尊敬する上杉謙信公の、後継者の景勝公にちなむと知り驚きました。白鷹町出身の白鷹山関の四股名の中に鷹山公の名前が入っており、大相撲の力士の四股名の中に米沢藩上杉家にゆかりのあること

を学習した次第であります。

質問に入ります。

1、新庁舎の耐震・免震について。

新庁舎は43億4,592万円で発注されており、4階建て、延べ床面積1万320平方メートルで、32年度、33年の3月までに完成を目指すということになっております。

市庁舎は、災害時に指定避難所になっていると思いますが、耐震強度設計はどの程度なのか。4階建てということですが、免震装置はあるのか。あるとすれば、免震システムはどのようなものなのでしょうか。

2、小学校の教室へのエアコン設置について。

このたび10月の議会に突然話が出され、12月議会に専決処分として出てまいりました。小中学校の普通教室へのエアコンの設置であります。概算事業費で14億1,000万円で、小学校18校、202教室、中学校7校、95教室、合計で297教室に設置するという大工事になります。

全国都道府県の公立小中学校のエアコン設置率を調べてみましたところ、2017年の文部科学省調査では、全国平均で49.6%。山形県は17.4%で、全国の中で36位であります。全国一は東京都で100%です。北海道や東北は冷涼で夏が短く、やませという寒い東風が吹きます。そのためもあって、宮城、青森、秋田、岩手県はエアコン設置率は5%未満ですが、福島県だけが65.1%と高い値であります。

なぜクーラーではなくエアコンなのか。いつまで設置する予定なのか質問いたします。

3、最近の流行性感染症について。

米沢市は「健康長寿日本一」を目指していますが、これからインフルエンザ流行の季節になってまいります。マスコミなどを見ておりますと、はしか（麻疹）、ヘルパンギーナ、風疹、インフルエンザなどの感染症の記事が見られますが、現状はどうか。対策はどのようにしているのかお伺いします。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

〔杉浦隆治建設部長登壇〕

○杉浦隆治建設部長 私からは、1の新庁舎の耐震・免震についてお答えいたします。

初めに、(1)の耐震強度設計はどの程度かについてであります。新庁舎の整備に当たりましては、平成30年3月に米沢市新庁舎建設基本計画を策定したところであり、この計画の基本方針の一つに「市民の安全・安心を支える庁舎」を掲げております。

ただいま議員お述べのように、災害対策の拠点となる庁舎は、大規模な地震が発生しても、人命の安全確保に加えて、復旧・復興活動を迅速に行える機能を確保する必要があります。

そのようなことから、新庁舎には震度6強から7程度の大地震が発生した場合においても機能確保していくことを目指し、このたびの設計施工者選定における要求水準書においても、「官庁施設の総合耐震計画基準」をもとに、地震に対しての性能を求めています。

具体的には、柱やはりなどの構造体は「分類Ⅰ類」。基準の内容といたしましては、大地震後、構造体を補修することなく建築物を使用できることを目標に、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られること。また、天井や窓類などの非構造部材は「A類」。内容といたしましては、大地震後、災害応急活動や被災者の受け入れの円滑な実施と非構造部材の損傷移動などが発生しないことを目標に、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られること。また、建築設備においては「甲類」。内容といたしましては、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることとしているところでございます。

そして、建築の構造形式には、基本計画を受け、免震構造を採用することにしており、これにより、たとえ大地震が繰り返し起こっても建物躯体へのダメージを与えず、建物のそのものの揺れを抑

えることができることから、設備機器、配管への影響や什・機器類（OA機器やキャビネット類）の転倒を防ぐことができるなど、対地震性能において非常に大きなメリットがあります。

また、御質問のとおり、お示ししている基本設計案では4階建てで計画しておりますが、庁舎機能には、震災直後でも防災拠点として、激しい振動による人的被害や建物の機能を失うことなく、初動体制の確保と業務継続機能を維持する必要が求められることから、免震構造の導入は必要であるものと捉えているところであります。

次に、(2)の免震装置システムはどのようなものかについてお答えいたします。

免震建築物は、建物と地盤面との間に免震装置を介入することにより、地震が発生した際、免震装置が地震の揺れを逃がし、吸収することで建物自体の揺れを軽減し、建物躯体や室内への影響などを小さくすることができます。

免震装置の種類には、積層ゴムや金属類などさまざまな材料や形式がありますが、現在、基本設計を進めている中で、配置及び各階平面、立面計画などの意匠設計とあわせまして採用する免震装置、システムの形式も含め、構造計画を受注者と協議を進めているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、小中学校の教室へのエアコンの設置についてお答えいたします。

初めに、クーラーでなくエアコンを設置する理由であります。現在はエアコンが主流となり、冷房専用のクーラーの需要が比較的少ないため、生産数量や機種が少ないものと認識しており、必要な台数や機種が確保できないおそれがあることから、クーラーを設置することとした場合には工期が延びるなどのリスクが考えられます。

また、価格の面でも、本体と室外機等を含めた全体の費用で比較しますと、一概にクーラーが安

いとは言えない状況であります。

さらにエアコンは、季節の変わり目で本格的な暖房を必要としない時期に暖房設備として活用できるほか、冬期間は補助暖房としても使用することが可能であり、年間を通じて児童生徒が授業に集中できる教育環境を構築できるなど、総合的に勘案してエアコンを設置することとしたものであります。

次に、エアコンの設置についてですが、御指摘のとおり、全国の自治体が一斉にエアコンの設置に取り組んでおりますので、本市の小中学校合わせて最大297教室に必要な機種や台数を確保できるか不安な面も否めないと考えております。

このため、できるだけ早く設計を完了し、必要な機種等を確保できるよう、工事の発注を行ってまいりたいと考えております。

また、設置業者につきましても、業者が受注しやすいよう、分離、分割等を含めて発注方法を工夫するなどして事業者の確保に努め、遅くとも平成32年の夏までに工事を完了したいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私からは、感染症の現状についてお答えいたします。

感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び同法施行規則において1類から5類までの分類がされており、全ての医師が届け出を行わなければならない感染症と、定点医療機関として指定された医療機関のみが届け出を行う感染症が定められております。

米沢市においても、県が指定した定点医療機関があり、インフルエンザや感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナなど感染症が発生した場合、当該医療機関から保健所へ届け出がなされ、置賜地域として集約された結果が山形県感染症発生

動向調査として公表されております。

現在流行している風疹は、全ての医師が診断後直ちに届け出を行う感染症に定められており、山形県では2018年11月21日現在で累計8人の風疹罹患が発生し、そのうち6人は11月12日から18日の報告者とされております。

次に、対策についてお答えいたします。

山形県感染症発生動向調査に当たり、インフルエンザや感染性胃腸炎、手足口病等の疾病においては、それぞれに警報開始基準値が設けられております。

インフルエンザを例にしますと、県全体で1週間の定点当たり報告数が10を超えますと注意報が発令され、30以上の報告数で警報が発令され、インフルエンザ予防への注意喚起がなされていきます。

感染症予防として、高齢者については特にインフルエンザの重症化予防や肺炎予防が重要であるため、インフルエンザ及び成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成を対象者に対して行っております。

また、現在流行している風疹への本市の対策としては、先天性風疹症候群を予防することを目的に、妊娠を予定または希望する18歳から51歳未満の女性やその夫、同居家族等に対して風疹抗体検査の助成を行っております。

風疹抗体検査については、平成29年度が91件で、今年度は10月31日までで85件となっており、風疹の流行に伴って抗体検査の数も伸びているところです。

また、先天性風疹症候群の予防や風疹の社会的蔓延の防止を目的に、抗体検査対象者で抗体値が低い方に対する風疹予防接種の助成について、現在実施に向けて検討しているところです。

さらに、国においては、風疹の予防接種を受けていない30歳から50歳代の男性の罹患率が高いことから、風疹抗体検査や定期接種の対象年齢の拡大についても検討されているものと聞き及ん

でおりますので、本市としても国の動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番(山村 明議員) まず、庁舎の耐震の強度、それから免震のシステムについて、私が今回質問するに至ったというのは、広くマスコミでも取り上げておられますけれども、免震ゴム、免震ダンパー、そういった免震業界での不祥事が非常に続いておりまして、米沢市のそういうもの、不祥事に遭わないようにやっていただきたいなと思ったところでありますけれども、ただいまの答弁の中では、協議を進めているところであるということですと、その免震のシステムについてはどのようなシステムになるかはまだ決まっておらないということですのでよろしいのでしょうか。一応お伺いします。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 新庁舎の建設に当たっては、ただいま基本設計を進めているところであります。

そして、お求めの免震装置なんですけれども、建物の重量や、あるいはその場所の地質の状況などの数値をもとにして、免震装置を細かく構造設計をしていく必要がありますので、今その辺のデータをもとに、形式を受注者と詰めているところでございます。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番(山村 明議員) 建設において、一番基本の基本の部分でありますので、そんなにゆっくりもしておられないんだらうと。33年の3月までには完成させなければならないという状況なので、免震システムが決まらないことにはなかなか進まないということではなくて、同時並行で協議を進めていくということなんじゃないかな。

それから、建てる前はいろいろ、ただいまの答弁でも、震度6強から7の震度に対して十分対応できるようなものをつくっていききたいというこ

とでありますけれども、建設後の耐震調査というのは、こういうものはあるのでしょうか。

以上2つ、お伺いします。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 免震装置、設計に当たっては、並行してその形式もしっかりと検討してまいりたいと思っているところであります。

あと、ただいま御質問の、完成後の耐震診断の必要性でございますけれども、耐震診断が必要となる建築物につきましては、昭和56年以前に設計された建築物が対象となっているところでございます。その後、建築基準法が改正されて、新耐震設計が制定されているところでございます。新築する場合には、この直近の新耐震設計に基づいた構造とするほか、現行基準を満たす建築確認申請などの手続を経ることで、耐震性能が確保されていくということになります。

そういったことから、今後、実施設計の中で構造設計計算等を行って、建築基準法に必要な手続や各種検査を受検していく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番(山村 明議員) そうしますと、まだ免震システムについては決まっておらないということなので。ということは、免震ゴムでやるパターン、免震ダンパーでやるという、この不祥事の起きた業界のシステムになるかもしれないというおそれはあることになるんじゃないでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 今回、検査データの書きかえによる不適合な製品の出荷というような事案が発生しております。そういったものの製品のほかに、鉄製のものとか、いろいろな種類があります。ダンパーにつきましても、今回はオイルダンパーが対象となりましたけれども、そのほかのメーカーのものとか、また鋼材のダンパーもありますので、そのダンパーを使用する、しないも含めて、さまざましっかりと検討してまいりたいと思っ

ております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） しっかりした設計をやって、後で後悔のないような、しっかりしたものをつくっていただきたいと要望しておきます。

次に、小中学校のエアコンについてであります。今、御答弁いただきましたけれども、クーラーの生産が少ない、価格も変わりはないということで、エアコンをつけるということですが、今までの暖房機を生かしたままという形になるわけですが、今回のエアコンについては、たしか保健室には全校クーラーだと思えますけれども、入っておるので、教室と特別支援教室ということになるわけですが、例えば学校において来客というものはどうなるのかなと思っておりますが、大体来客は校長室に通されるようなパターンなのかなと思っておりますが、そういう余分なところへの計画とか検討というものはないのでしょうか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 今回の小中学校のエアコンの設置につきましては、国で新たな特別支援の補助制度が創設されたということを受けまして、本市として対応を検討したものでございます。

この制度においては、普通教室への設置ということが優先されておりますので、今回の事業の中には普通教室以外のところは入っていないところであります。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） エアコンですので当然電気での対応だと思うんですが、停電時の対応、考えられるのは落雷ぐらいなのかなと思いますが、そういったものの対応。それから、電気の容量ですね。今、学校でも電気を引いていると思うのですが、そこに各教室これだけのエアコンをつけますと、電気の使用量が大きく上がっていくと思うのですが、その電気の容量は、特に大量のエアコンを設置する学校については、電気の容量

が足らなくなるのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 今回、設置を予定している機種につきましては、電気式とガス式と2つの方式がありますので、学校によってどちらが最適な機種なのかというところを、これから設計の中で検討してまいります。

ランニングコスト、維持管理コストとしては、電気式のほうがやはり電気料が高いということで、維持管理費が高い。ガス式については、維持管理費は比較的安いというような傾向がありますので、その辺を勘案して設置する予定でございます。

1点目の、停電時の対応でございますが、ガス式、電気式、両方とも、やはり停電になりますと、それは使用ができないというようなところになりますので、学校全体として停電時は使用できないという形になります。

もう一点の、電気料の観点でございますが、20台ほどつける予定の学校もありますので、そういった学校においては、やはり既存の受電設備では容量が不足するおそれもございます。これも、これからの設計の中で、電気の全体の容量を見据えて、必要な設備を検討することになりますが、その場合には受電設備の増設や改修なども必要かなと考えております。（「落雷対応は」の声あり）

申しわけありませんでした。落雷時の場合でも、落雷によって停電になれば、先ほど申し上げたように、使用できないということになりますが、落雷によるさまざまなショックについては、その受電設備の中で落雷の防止装置などもつけることになると思いますので、その辺は対応ができるかと思っております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） 私の余り詳しくない調べの中では、電気の容量に対しては、キュービクルというのがあって、これが大量に、電気の容量が

足らない場合は、このキュービクルという設備もかえなければならないところが出てくるのではないかと。

そうしますと、エアコンの大量発注、それからキュービクルの設備機械の発注というか、機械というか。業界の方にお聞きしてみますと、キュービクルというのは、どちらかという注文生産の部類に入っているということで、これが全国でこの補助事業があるわけなので、全国需要になってくるということになると、エアコンとキュービクルの機械の手配、確保が非常に厳しくなるのではないかと。

先ほど教育長の答弁では、できるだけ早く手配をしたいというお話ではございますが、全国一斉に発注になってくると、非常に注文が殺到して、需要が大きくなってくると。そうしますと、32年夏までの設置を目指していくというお話でございますけれども、そこまで間に合うんだらうかという心配が非常にされるわけでありましてけれども、その辺いかがでしょうか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 議員もお述べのように、今、全国各地でエアコンの設置という事業に取り組んでおりますので、先ほども答弁申し上げたように、そういったような懸念もあるのかなと思っております。

ということで、できるだけ早く発注をして、事業に取りかけられるような体制をつくることが重要だと認識しておりますので、設計についてはできるだけ早く完了できるように、今回、専決処分をさせていただいたところであります。

設計終了後、速やかに設置工事に入れるように、業者の手配などもしていきたいと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番(山村 明議員) 工事の多くは、子供たちの長期の休暇、恐らく夏休み、春休み、そういったものを利用しながらやっていくんだらうと思

います。

計画書を見ますと、再来年、32年の夏休み終了までには全部を設置したいという計画でありますけれども、国からの補助金の、結局いつまでつけないとだめですよというふうな、そういった年限的なものはあるのかどうかお聞きしたい。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 今回の国の特例助成制度につきましては、今年度、30年度の補正予算で措置されたものでございますので、繰り越しということで、31年度までの事業であれば適用になると考えておりますので、そこまでの補助の対象期限だと認識しております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番(山村 明議員) 今、31年度と。32年の3月末までということになるんでしょうか。計画書を見ると、32年7月かな、8月まで設置を完了したいというふうに私は見たのですが。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 以前、議会にお示しさせていただいた事業計画においては、これからやはり設計をして、実際に設置に入れるのは来年の夏ごろになるのではないかと考えております。そこから、先ほど申し上げた、300近い教室に設置をするとなると、やはり1年ぐらいの事業期間は必要だということで、32年の夏までには完了したいというような事業計画、スケジュールをお示しさせていただきました。

ただ、先ほども申し上げましたように、国の補助制度の対象となるのは31年度までに事業完了した分となりますので、それ以降に事業完了した分については補助対象外というような形になるかと思います。

国の補助の対象となるものと、ならないものと仕分けをしながら事業を進めていくことになってますが、できるだけその補助対象の期間におさまるような工事のスケジュールをこれから検討してまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） 教室数の大変、20教室を超える学校もあるわけですが、学校によっては、その1校で年度をまたいだり、二度工事に入るような形のところも出てきたりは……。できれば1校を集中的にやって1回で終わるような工事が望ましいとは思いますが、そういう年度をまたいだりして、二度工事に入るような学校は出てきたりはしないのでしょうか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 その辺は、これから実際に工事を発注する業者が決まりまして、その業者と事業のスケジュールを調整することになりますので、今のところ確定的なことは申し上げられませんけれども、できるだけ教育現場でのいろんな混乱がないようなところであったり、できるだけ財源が有利に活用できるような事業の進め方だったりとということを調整しながら、事業は進めてまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） それから、暖房は下から暖めるのが効率的だと。それから、冷房は上から冷やすのが効率的だと。要するに、暖かい空気は上に上がって、冷たい空気は下に下がるということからすると、そういう形になると私は思っております。

今回エアコンということで、吹き出し口は1つになるのかなという気がするのですが、その辺、設置の……。床に近い部分なのか、天井に近い部分なのかということと、それから今回、エアコンをつけるけれども暖房機は外さないということになってきますと、エアコンの暖房の機能というのは意外と低いから、そういう考えが出てくるのかなという気がします、その辺いかがですか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 1点目の、エアコンの設置の場所ですけれども、一般的にはやはり天井に近いところ、天井の中に入れたり、天井に

据え置いたりというような形が一般的なのかなと思っておりますが、設置台数の少ないところで、教室の面積の余裕のあるようなところには、床置き型のエアコンなども設置ができるのかなと思っております。

その辺は、これからそれぞれの学校だったり、教室の状況に合わせて設計をさせていただくことになります。

エアコンについては、先ほども申し上げましたように、夏場の冷房が当然主の機能でありますけれども、冬場の補助暖房というようにところでも活用できると考えておりますし、暖かい空気が上に上ったときに、サーキュレーターのように送風することで暖かい空気を循環して、少ない燃料で効率的な暖房を行うこともできるというように考えておりますので、有効な活用方法を考えていきたいと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） それから、前に私が小学校を見学したときに、オープン教室というふうなシステムを採用している学校もあると思うのですが、今まで暖房の部分では何とかクリアしてきておるのでしょうかけれども、今回、冷房の状況について、オープン教室的なスタイルの教室に対しては大丈夫なのかどうか。

それから、小学校、中学校、学校数が多いんですけれども、新しいエアコンをつけてはみたものの、校舎がもう老朽化していて、建てかえの時期が迫っているという校舎はないのでしょうか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 やはり、学校の教室の形態によっては、今、議員がおっしゃったように、オープン教室になっているところがございますので、そちらについては、やはり単純にエアコンを設置するだけでは、なかなかその効果が出ないというところも考えられます。

そういったことで、あわせて附帯的な工事が必要なのかなという部分も考えられますので、その

辺はこれからの設計の中で検討させていただくことになります。

それから、もう一点……（「老朽校舎」の声あり）済みません。老朽校舎につきましては、やはりこれから学校の適正規模・適正配置の中で、さまざまな校舎の長寿命化、あと統合に向けた校舎の整備が必要になる部分がございます。そういったようなところで、そういった校舎も当然ありますので、その校舎につけるエアコンなどについては、それらも考慮した上で設置をするような計画にしていきたいと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） ここでちょっと心配になってくることは、北部小学校と万世小学校はアスベストの問題で、FF暖房の、灯油ですかね、これに切りかえたわけですが、この2校で1億3,500万円という多額の設備投資があったわけですが、今、暖房機をせっかく高いお金を使って設置したばかりなのに、ここでまたエアコンとなると、何か非常に二重投資になっていそうな、気持ち的には。多分、今年度に完成したはずだと思うんですが、その辺についての思いというか、二重投資になってはいないかなという懸念を感じるわけですが、いかがですか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 基本的に、FFについては冬期間の暖房でありますし、今回設置をするエアコンについては夏場の冷房ということで、まず機能的には違うものでございますので、二重投資というふうな考えはございません。

その他の学校についても当然、暖房設備があつて、今回エアコンを設置するということになりますので、環境は一緒だと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） それから、米沢市にとっては非常に、今までのあれを見ますと、設備の業者がどうもいまいちうまく育ってこなかったというか、設備業者が育ってきて、大きくなったな

と思うと、会社がだめになったというか、なくなってしまってきたという歴史が長年あるわけがありますけれども、そういったことから懸念して、このたびの設備工事が市外の業者に発注されることが出てきそうな心配が非常に私はするわけでありまして、その辺いかがでしょうか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 設置工事をどのように区分して発注するかというのはこれからになってまいりますので、まだ具体的などころについては考えておりませんが、できるだけ市内の業者においても、この事業にかかわっていただけるような仕組みづくりはしていきたいと思っております。

先ほども申し上げたように、設備の確保というものがやはり一番の問題となりますので、その辺を踏まえた上での業者選定をさせていただきたいと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） そういったことで、できるだけ市内の業者に多く発注されるような方策を頑張って探っていただきたいと思います。

次に、感染症の話であります。

感染症の問題ですと、やはり今、一番は風疹が非常に全国的にも、先ほど答弁にもありましたけれども、県内でも8人の感染が確認され、国としては、首都圏を中心に感染者数が5年ぶりに2,000人を超え、流行が拡大しているとなっております。過日の11月26日の衆議院予算委員会で、根本厚生労働大臣は、有識者の意見を伺いながら早急に取りまとめたいと、流行が続く風疹への対策を強化する考えを示したと。これについては、予防接種を過去に受けられなかった30代から50代の男性が非常に多いので、この世代の免疫の有無を調べる抗体検査を実質無料化する方向で検討を開始し、本年度の2次補正予算に関連経費を計上したいという国会答弁も出ております。

この中で、実はきょうの地元の新聞で風疹の各

自治体の状況が出ておりまして、残念ながら、県内35自治体の中で、風疹の予防接種の補助率または額という一覧表があるんですが、米沢市だけが補助が出ておらないと。これを見て、私もがっかりしたんでありますけれども、この辺について、米沢市のこれからの対応をどうしていくのか。ほかの自治体が補助を出しているのに、米沢市だけが出していないと。それで、小さな町や村はどんなのかなと思って見ておったんですが、数えてみたら、米沢を除く全市町村で何らかの補助を出しておるんですね。

それで、この風疹の予防接種について、今後何とかしなければならぬと思うのですが、当局はどのように考えていますか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 国においては、風疹に関する特定感染症予防指針というものを定めまして、この中において、早期に先天性風疹症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風疹の排除を達成するということを目標とするとしております。

議員おっしゃるとおり、現在、全国的には風疹の患者数が2,000名を超えまして、この3分の2が過去に予防接種を受けなかった30代から50代の男性が占めているといった状況でありますので、国においては感染症リスクの高い世代の男性について、抗体検査を無償化するといったことについて、次年度を待たずに今年度実施したいという旨の、おっしゃるように報道があったところであります。

長井市においても、風疹についての記事がございまして、職場での感染が懸念されていたことから、職場での風疹の対策を図るために、国に先行して助成体制を拡大させるといったことが出ていようでありまして、拡大の予防ということからすれば、それは有効であると考えているところであります。

本市としましても、先天性風疹症候群の発生を

なくすことを目的としまして、風疹抗体検査の対象の拡大であったり、ワクチン接種への助成について、年度内に対応する方向で検討してまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） ただいま部長からは、年度内に何とかしたいというお話であります。これは感染症であって、やはり米沢も、新幹線も入ってきているし、高速道路も今度は福島から一気に入ってこれると。

それで、この感染の能力というものについては、麻疹、はしかが一番感染力が強くて、次に風疹が強くて、インフルエンザはその下、感染力としてはインフルエンザは3番目になるというふうなことをお聞きしておりまして、風疹の感染力というものはかなり強いと。それから、やっぱり妊婦が感染しますと、その胎児に対しまして、先天性風疹症候群という、心臓の疾患、それから白内障、こういったもので非常にリスクが大きくなるわけであって、なおかつ、きょうの新聞のあれを見ますと、風疹予防接種の補助状況、長井市と東根市、ここは全額なんですね。それで多分、麻疹・風疹の混合ワクチンですと料金的に、抗体検査が多分5,400円、それから麻疹・風疹の混合ワクチンで1万767円だと思うのですが、長井市と東根市は全額を補助しているということに対して、米沢がゼロということになってまいりますと、これで感染者が出なければ、よかったなで終わるんでしょうけれども、やはり感染者が出た、それが妊婦さんだったということになってくると、非常に悔やまれる結果になると思いますので。

今年度中などということをおっしゃらずに、感染力が非常に強いので、早急にこれは対応していかなければならないものと。「健康長寿日本一」を目指している米沢市であって、やはり治療よりも予防が大いに重要だと思うのですが、その辺、予算的な面も含めて、十分に早い対応をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 先ほど答弁を申し上げましたとおり、抗体検査については引き続き実施していくつもりでございます。加えて、範囲が広がった部分についても、国に準じてやっていきたいというように考えているところでありまして、その先の、抗体値が低かった方についての予防接種につきましては、これでもできるだけ早い段階で取り組んでまいりたいというように考えているところであります。

○島軒純一議長 山村明議員。

○1番（山村 明議員） たびたび申し上げますけれども、米沢市だけが県内で風疹予防接種の補助をしていないということでは本当に、私も非常にがっかりしておるわけでありまして、ひとつ何とか、年度内などということではなく、できるだけ早く、風疹の感染が米沢に入ってこないうちに対応していただきたいと要望して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で1番山村明議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休 憩

~~~~~

午後 3時18分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、防災・減災について外1点、9番齋藤千恵子議員。

〔9番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○9番（齋藤千恵子議員） 皆様こんにちは。一新会の齋藤千恵子です。どうぞよろしくお願いいたします。

ことしもあつという間にもう12月議会。皆様にとって、平成30年はどんな年でいらっしゃいましたか。ことしは特に地震や豪雨など大規模自然災害が日本列島を相次いで襲い、多くのとうとい命が失われています。改めて、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

ことしに入って、6月の大阪北部地震、7月には西日本各地が前線と台風7号の影響により豪雨に見舞われ、過去30年余りで最悪の洪水被害に苦しめられました。大雨の特別警報が1府10県に発表され、最近我が国が経験したあらゆる種類の災害が広域にわたって発生し、800万人以上に避難指示・勧告が出されました。

さらに、8月には台風21号による高潮災害、そして9月、記憶に新しい北海道胆振東部地震の震度7。道内の半分の電気を供給していた火力発電所の完全停止に伴い、連鎖的にほかの発電所も停止し、道内ほぼ全域、約295万戸で停電が発生したブラックアウトという前代未聞を引き起こすなど、立て続けに発生した年でありました。

また、ことしの特徴的なこととしては、これまで地震や水害をほとんど経験していなかった地域が災害に見舞われたことです。

そこで、今回の私の質問は、全国どこの自治体でも喫緊の課題である自然災害に向き合う、防災・減災についてです。想定外では済まされない、想定内として、あらゆる対策をとっておくべきとの観点から質問いたします。

「防災の本質は、予防にある」と言われています。行政は、住民の皆さんを災いなき地に置き、災いの前に逃がす。そして、住民の皆さんは疑わ

しきを察し、災いの前に逃げる。このことは、東日本大震災の教訓として言い伝えられています。

私は、人々の生命と生活、生存を守ることが政治の使命だと思っています。

それでは質問に入ります。

小項目1つ目、自助・共助の強化についてです。

これはすなわち、逃げる力を育むことだと思います。地域特性に応じた取り組みをするべく、まず地域のリスクを調べ、その地域で起こり得る災害状況を住民の皆様が正しく理解しているかどうかです。災害リスクの理解が重要なのです。過去の水害の記録やハザードマップなどを参考に、自分が住んでいる地域のリスク、すなわち危険性をしっかり認識し、家族構成や生活環境に合わせた、家族が、自分がとるべき行動を、避難行動を想定しておくことが自助では必要と考えますが、住民の皆様の防災意識を高める観点からどのように考え、どんな取り組みをしているのかお知らせください。

また、国交省の、住民の防災意識を高める「まるとまちごとハザードマップ」事業の理解促進は進んでいますか。これは、町なかの電柱等に洪水で浸水した場合の水深「洪水深」や避難場所を明示した標識を取りつけ、住民の自助を高めるものです。

次に、共助を考えると、有事で地域防災組織の主力となるものは、何といても自主防災組織です。被害を最小限に抑えるためには、地域住民による、「自分たちの地区は、まちは自分たちで守る」という防災意識を高めるべく、どのような取り組みをしていますか。

また、組織の必要性をどれだけ周知していますか。一向に上がらない自主防災組織の結成率を上げるため取り組んでいると思いますが、その課題もお知らせください。

小項目2つ目、市民の避難行動についてお尋ねいたします。

本市においても、地域防災計画を策定して、防

災、減災に取り組んでいますが、本腰を入れて、どれだけ継続的に、経常的に地域住民や組織などについて、防災計画に基づいた防災啓発や防災訓練等の事業を行っていくかが課題だと思います。実効性のある避難行動を高めるために、どのような取り組みを行っているのかお知らせください。

地域住民の避難行動を促進させるためには、「災害時において自分の命は自分で守る」という「我が事意識」を徹底させる必要があります。他人事としないことです。

今回の西日本豪雨で被災された方のアンケート結果によりますと、「安全な場所に逃げなかった」という人が何と74%にも上っておりました。「被害に遭うとは思わなかった」など、ほかの人が危険に遭いながらも自分は大丈夫だという意識が働いていたという結果がテレビで発表されました。「どうせ今回も災害は起きないだろうとたかをくくっていた」とか、「まさか自分が住んでいる地域に被害が出るなんて思わなかった」など、災害時には、心理学でいう「楽観主義バイアス」が強くなると考えられます。

気象庁の防災情報は確かに高度化していますが、降雨の情報は正確に予測されても、どこで災害が起きるかという予測は今でもほぼ不可能なのです。災害の危険性をできる限り情報で伝える一方、「情報だけで人は逃げない」という前提で、どう対策を講じていくべきか。こうした心理をしっかりと考慮に入れ、住民の皆さんの避難行動を促進させる手だてをぜひ進めていただきたいと思います。

小項目3つ目、福祉避難所についてお尋ねいたします。

福祉避難所は、障がい者の方々、高齢者の方々、人口呼吸器や酸素供給装置などを使用している在宅の患者の方々、そして妊産婦の方々など、特別な配慮が必要な人々のために、災害時に備えて市町村が指定する福祉避難所は本市においてどのようなになっているのか。また、入所型福祉施設

等とどんな協定を結んでいるのかお知らせください。

さらに、内閣府の調査によると、福祉避難所は指定避難所の8分の1という結果でしたが、本市では不足はしていないのかどうか。また、その周知徹底はどのように行っているのかお知らせください。

物資、器材、人材、移送手段、支援人材の確保についてもお知らせください。

さらに、平素から要支援者の対象者の現況等を把握することが望ましいというガイドラインがありますが、本市ではどのように把握されているのかお知らせください。特に、避難行動要支援者名簿の作成については義務化され、避難要支援者本人の同意を得て、名簿情報を提供、活用できることとなった現在、課題だった情報提供の点では何らかの進展があったものと思いますが、現況をお知らせください。

次に、小項目4つ目、学校における防災教育についてお尋ねいたします。

東日本大震災の経験を踏まえて、文部科学省は2012年「学校防災マニュアル作成の手引き」、そして、続いて2013年「生きる力」を育む防災教育の展開」を学校現場に向けて提示いたしました。これらは、防災管理と防災教育の充実、向上を学校に求めた文書です。

本市におきまして、各学校の防災管理、防災マニュアルの策定、改定は進んでいるのでしょうか。子供たちの命を守る、そして児童生徒みずからが自分を守る行動や習慣を養うために、どのような取り組みをしているのでしょうか。お尋ねいたします。

地域と学校の実態に即した学校防災マニュアルの徹底についてもお知らせください。

本市には、活断層帯である長井盆地西縁断層帯が走っているのです。いつ、どこで起きるかわからないからこそ、市民の皆様の安全に責任を持つべき行政が決死の覚悟で安全なふるさとをつ

くるために、想定外の災害に対する取り組みを強化すべきと強く思うところです。

次に、大項目2つ目、NICU（新生児集中治療室）の新設について質問いたします。

NICU（新生児集中治療室）はなかなかなじみのない言葉だと思います。NICUは新生児、生まれたばかりの赤ちゃんに特化した専用のICU（集中治療室）です。一般のICU以上に細菌感染等を防ぐために厳重に管理されていて、赤ちゃんは1人ずつ保育器の中で酸素と栄養をもらいながら治療を受けるのです。

この大事なNICUが、置賜には、米沢市内にはないのが現状です。県内では、庄内には鶴岡市立荘内病院、山形市内には山形県立中央病院、山大医学部附属病院、そして済生会山形済生病院がありますが、置賜には一病院もないのです。

ですから、置賜で、米沢市内でNICUで管理しなければいけない赤ちゃんが生まれる場合には、山形市内に救急車で運んでの治療となっています。そのお母さん、そしてその家族の皆様の負担、不安、ストレス、何よりその負担の大きさはわかり知れないものがあります。また、無事出産した後も、お母さんが先に退院する場合が多く、病院に毎日通い、赤ちゃんに触れ、お母さんが主体的にできる限り長期に母乳育児を継続できるような体制を整えなければなりません。

この母乳を飲ませることに関しては、月足りず産んだお母さんの母乳と、月満ちて産んだお母さんの母乳の成分がまるで違うということも重要なことです。たんぱく質や電解質が不足しがちな未熟児の赤ちゃんにとって、それらが豊富な、その赤ちゃんのお母さんの母乳が最適なのです。そのお母さんは、子宮内でのその子の成長段階に適した専用の母乳を出しているのだと言われています。まさに自然の妙というほかない摂理なのです。

だからこそ、未熟な状態で生まれた赤ちゃんに必要な成分が多く含まれているからこそ、大変な

リスクを抱えても、母乳を赤ちゃんに届ける必要があるのです。

こうしたさまざまな事情を抱え、それらを強力にサポートする必要があるからこそ、そしてお母さんを精神的にサポートする必要があるからこそ、何とか新しい市立病院新設時に、このNICUを新設していただきたいのです。

市立病院からNICUのある病院に運ばれた方は何人いらっしゃいますか。救急車でなくドクターヘリを要請することはできないのかどうか。喫緊のこれだけ必要性がありながら、NICUが新設できない課題は何なのか。さらに、今後の体制についてもお知らせください。

誰一人取り残さない社会、喫緊の課題に焦点を当て、一つずつ解決していくことを願いながら、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、1の防災・減災についてのうち、（1）の自助・共助の強化についてと、（2）の市民の防災行動についてにお答えいたします。

近年、全国的に自然災害による大規模な災害が発生しており、ことしも人的、物的に甚大な被害が起きております。

幸い本市では、羽越水害以降大きな被害が出る災害は起きておりませんが、近年の気候の変動を考えると、本市で大規模な災害が起きない保証は全くない状況であると考えております。

しかし、市民の災害に対する危機意識は、大きな被害を受けた経験が少ないことから、必ずしも高いとは言えない状況です。

本市地域防災計画では、東日本大震災における教訓を踏まえ、災害が発生しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるように備える減災の考え方を基本とするとともに、自助・共助・公助の連携を図り、地域防災力の向上を目指すものとしておりますの

で、米沢でも過去には大災害が起きていることを忘れず、市民の意識を「いつまた起きるかわからない」という危機意識に変えていくことが大事であると認識しております。

本市では、防災に対する出前講座や鷹山大学の「防災の基礎知識講座」を設けるなどして、市民の危機意識の醸成に努めてまいりました。平成29年度は、町内会を初め各種団体に対して30回の講座を行っております。

さまざまな年代の方に合わせたパワーポイントを作成し、日ごろから災害に対する準備や心がけをしておくことが必要であることなどをお話することで、危機意識を持っていただくようにしております。

また、現在さまざまな災害の危険性をお知らせするために、ハザードマップの作成を進めております。

市内の危険箇所や被害想定を知っていただくことで、自分の住む地域にはどんな災害が起こる可能性が高いかを把握することができますので、いざというときに少しでも被害を少なくするためにも、自分の地区の避難場所がどこなのか、そこへ安全に行くためにはどう行けばいいのかということをもふだんから確認していただくことが大切なことであり、それが早目の避難につながるものと考えております。

これらの地域の災害リスクを知ってもらう取り組みとして、ほかには社会福祉協議会が地区単位で取り組んでいる福祉マップの作成があります。毎年、モデル支部を決めて勉強会を開き、その地区の福祉マップの作成までを行っておりますが、勉強会には市職員も講師として派遣しているところです。

また、国土交通省では、近年の大規模な水害発生を考慮し、命を守る行動を実践する施策の一つとして「まるごとまちごとハザードマップ」の取り組みを行っております。市町村で作成される洪水ハザードマップの情報を生活空間である町な

かに水防災に係る各種情報を表示することで地域の防災意識を高め、いざというときの安全かつスムーズな避難につなげるものです。

本市ではこれまで取り組んでおりませんが、現在、県において、市内の河川の浸水想定の見直しが行われており、今年度内に新たな浸水想定範囲が示されることから、現在の洪水ハザードマップの見直しを行う際には検討していきたいと考えております。

災害時の基本は、自分の身は自分で守ることであり、次に、隣組や自主防災組織の協力による助け合いが人命を救うために大きな力を果たすことが、これまでの大震災からわかっております。

そのため、災害のときには隣近所の助け合いということがとても重要なことから、本市においては自主防災組織のさらなる充実を図るための取り組みを行っているところでありますが、本市の自主防災組織の現状としては、平成30年9月1日現在の組織数が202組織であり、全世帯数に対する割合は67.8%となっております。

今年度、世帯数の多い町内会で自主防災組織が結成され、組織率が高まったところではありますが、まだ県内では低い組織率となっております。

このため、広報よねざわや市ホームページへの防災関係記事の掲載、鷹山大学での「防災の基礎知識講座」の開催や、防災に関するまちづくり出前講座、市総合防災訓練への参加を進めるとともに、自主防災未組織の町内会には、山形県主催であります自主防災組織結成検討会への参加促進や、米沢市内に3名の防災アドバイザーが登録されていることから、今年度から新たに始まった山形県自主防災アドバイザー派遣事業の活用を働きかけるなど、自主防災組織の必要性についての普及啓発活動を行ってまいりました。

さらに、結成後、継続して活動することができなければ結成した意味を失ってしまいますので、自主防災組織の結成時に対する防災資機材の交付や、訓練時における防災資機材の交付支援、市

で管理する資機材の貸し出し支援を行っており、今後もこれらの充実を図りながら、結成しやすい環境づくりをしていくとともに、自主防災組織率の向上に努力してまいります。

災害時に配慮が必要なこととして、高齢者や子供、障がい者といった災害時要援護者を安全な場所へ誘導していくということがあります。この場合、大きな力となるものも自主防災組織です。

本市では、災害発生時に自力避難等が困難な状況に置かれる災害時要援護者の安全確保の対応としまして、社会福祉課を窓口として、災害時要援護者名簿を作成しております。

支援を必要とされる方は、登録と個人情報支援者に提供することに同意いただくことになります。登録していただく際は、避難等の支援を行う避難支援者を定めることとなりますが、避難支援者を定めることが困難な場合でも、この名簿を、市、民生委員・児童委員、自主防災組織と共有を図ることにより支援が行われるように努めているところです。

災害時に命を守る行動としては、危険が迫ったときはいち早く安全に逃げるということが大前提ですので、今後も市民に対しての意識づけと、それを行うための体制支援ができるよう努力してまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

〔小関 浩健康福祉部長登壇〕

○小関 浩健康福祉部長 私からは、福祉避難所について御説明いたします。

災害が発生して避難が必要になった場合、まずはどなたも最寄りにある学校やコミュニティセンターなど1次避難所に避難していただきます。1次避難所では、さまざまな人が互いに助け合いながら集団生活を送ることになりますが、中には設備が不十分等の理由により避難所での生活が難しい方もいると想定されます。

そのような場合には、支援者の協力を仰いだり、

避難所の一角を仕切るなどして柔軟に対応いたしますが、それでも対応できない特別な配慮を必要とする方が避難生活を送るための場として、2次的に開設するのが福祉避難所であります。

福祉避難所については、これまで起きた数々の災害を教訓として、厚生労働省が平成28年に改訂したガイドラインがあり、それに沿った開設、運用を想定しておりますが、あくまでも1次避難所での状況を判断しながら、必要に応じて開設していくものであります。

本市の取り組み状況ですが、平成24年度から協定を締結し、福祉避難所を指定しており、現在12の施設と協定を締結しております。内訳は、高齢者福祉施設が9施設、障がい者福祉施設が3施設となっております。

福祉避難所については、まずは高齢の方や障がいをお持ちの方など、体の不自由な方を対象と考えたところです。

特別な配慮が必要な方の生活には、食事や衣類、生活用品など物資の提供のほか、ベッド、多目的トイレ、手すりなどの装備、さらには介護士、看護師などの人的支援も必要なことから、物資、設備、人材等の確保の面で福祉施設が持つ多様な資源を活用させていただくことが望ましいと判断したものです。

次に、周知についてであります。単に福祉避難所の場所をお知らせするだけでは、災害発生後すぐに開設される施設、あるいは誰でも避難できる施設というふうに、1次避難所と混同して誤解や混乱を招くおそれがあるため、これまでは広く周知することを控えてまいりました。

しかし、避難所生活に不安を抱える方々にとっては、福祉避難所を事前に正しく理解していただくことで、その不安を少しでも解消できるのではと考えておりますので、適切な周知を研究してまいりたいと考えております。

続きまして、実際にどのような流れで福祉避難所に受け入れていくのかということについて御

説明いたします。

さきにお話ししたとおり、まずは自助、共助により1次避難所へ避難していただきます。そこで保健師等、避難所の運営スタッフが、1次避難所では生活は困難と判断した場合、市は協定を締結している施設の中から選定し、福祉避難所の開設を要請いたします。

要請を受けた施設では、直ちに福祉避難所の開設準備に入り、受け入れ態勢が整い次第、要配慮者の移送となります。移送については、要配慮者の家族等が第一義的に行うこととなりますが、状況により、市または施設が行うこととしております。

福祉避難所に入ってから、施設が持つ設備や人材を生かして、食料や生活必需品の提供、日常生活の支援や福祉サービス、保健医療サービスを受けるための支援を行います。基本的には1週間の受け入れ期間となりますが、状況により受け入れ期間を延長することとなります。

なお、市は福祉避難所の開設、運営に関する費用負担及び運営に必要な物資の調達を行うこととなります。

最後になりますが、災害は地震や風水害など、災害の種類や規模、被害の状況もさまざまに異なりますので、臨機応変に適切な対応が求められます。

そのため、今後さまざまな配慮が必要な方々に対応できるよう、さらに受け皿となつていただける施設と協定を結んでいきたいと考えております。そして、市と協定を結んでいる施設とで定期的な情報交換の場を設けて、日ごろから円滑に福祉避難所が開設、運営できるように取り組んでまいりたいと考えております。

私から以上です。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 私からは、学校における防災教育についてお答えいたします。

初めに、学校を避難所として開設することになった場合の対応についてであります。教育委員会では、学校の避難所開設・運営マニュアルのひな形を作成して各学校に示しており、各学校でそれぞれの状況に応じた避難所開設・運営マニュアルを作成しております。

この避難所開設・運営マニュアルのひな形では、米沢市災害対策本部から避難所として開放することを要請された場合に、各小中学校の校長及び教職員が避難所の開設及び運営に協力し支援するものとしていますが、学校は児童生徒の安全確保を第一に行うことが重要であることから、学校に児童生徒がいる場合は、その指導、対応を優先させ、可能な範囲で避難所を開設することとしております。

また、避難所開設に当たっては、使用する体育館の鍵を、平日時間内であれば施設管理者である校長等が、時間外であれば校長等または教育委員会の職員が開錠して避難者を収容することなどを記載しており、非常時の役割分担を明確にしております。

今後は、このマニュアルの周知とともに、関係者が非常時にしっかりと行動できるような体制をつくっていくことが必要であるものと考えておりますので、避難所開設訓練等の実施についても検討してまいりたいと考えております。

次に、子供たちに自己判断力を身につけさせるための防災教育についてお答えいたします。

学校における防災教育は、さまざまな危険から児童生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一環として行われるものです。

災害に適切に対応する能力の基礎を培うため、基礎的な防災知識を身につけながら、災害時の対処方法について学習しております。

防災に関する学習は、学習指導要領に基づき、教科や特別活動において行っております。例えば、小学校社会科では、自然災害から身を守るために地域で行われている共助の取り組みを、中学校理

科では、日本の自然災害や防災対策として、火山活動に伴う地震や緊急地震速報等の事前予知に関する学習を、保健体育では、自然災害による傷害が二次災害によっても生じることなどを学びます。

また、文部科学省で作成、配布しているリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を活用し、小学校低学年から自分の身を守るために正しい判断と行動がとれるよう、具体的な場面を想定した学習をしています。

このような学習を通して、子供たちが災害時に起こり得るさまざまな危険について知り、命を守るための思考力、判断力を身につけ、日常的な備えを行うことができるよう、発達段階に応じて指導しております。

また、避難訓練を授業時間だけでなく、休み時間に行ったり、子供たちに予告せずに実施したりするといった取り組みをしている学校もあり、訓練を通して知識と行動を結びつけるよう各校で工夫しております。

さらに、大規模災害を想定し、豪雨災害にも対応できるよう、地域と合同避難訓練を実施している学校もございます。

今後も、さまざまな状況を想定し、どのように行動したらいいのかを個々に考えさせるとともに、登下校など子供たちだけになる時間帯の対応の仕方について特に指導を重視し、自己判断力を培っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、NICU関連の質問にお答えいたします。

まず、山形の病院への搬送状況や、NICUをまだ設置できない課題等についてお答えいたします。

NICUとは新生児特定集中治療室のことで、未熟児等の重篤な状態にある新生児を集中的に

管理、治療するための特殊治療室のことで、置賜二次保健医療圏には当該施設はなく、山形県立中央病院などに搬送しております。

当院における平成29年度の搬送状況については、山形県立中央病院が8件、山形大学医学部が2件、山形済生病院が2件となっております。その搬送内容としては、母体搬送が11件、新生児搬送が1件となっており、全て救急車で搬送となっております。

当院にNICUを設置する場合には、一定の施設基準をクリアする必要があり、例えば施設設備や医療機器の面では、治療室は1床当たり7平方メートル以上のスペースが必要となることや、救急蘇生装置などの高額な医療機器を備えなければならないことなど、現有施設においての対応は非常に難しいと考えております。

また、人間的な面では、助産師または看護師は新生児3人に対して常時1人配置しなければならない、助産師・看護師不足の状態では不可能であります。さらに、医師におきましては、治療室に24時間365日、常時医師を配置する必要があり、主に小児科と産婦人科の医師が対応することになることから、現状ではそれぞれの科に3名ずつ計6名しかおりませんので、NICUを設置すると仮定した場合には、倍の12名程度の医師数でなければ体制を維持することは難しいと考えています。

山形県保健医療計画では、置賜二次保健医療圏の開業医を含めた産婦人科医と小児科医の人数としては、平成28年度時点では産婦人科医が13名、小児科医が22名となっており、平成20年度から大きな変化はなく、今後も大幅にふえる計画とはなっておりません。また、新生児専門医に限っては県全体で4人しかいない状況で、これも平成32年から1名ずつふえていく計画となっております。

次に、NICUをつくるのは建てかえの時期しかない。今後の体制はどうなるのかとの質問にお答えいたします。

新病院建設におけるNICUの考え方としまして、前回の基本計画策定時の院内検討におきましては、小児科医と産科医の確保が難しいことから、ICU——集中治療室ですが、この中に高度な保育装置を2床分設置し、在胎週数が36週未満までの新生児を対象にしようと考えておりました。しかし、現状の医師数は、当時から小児科医が1名減となっておりますので、以前よりも厳しい状況にあります。

また、それぞれの科では、現在でも病棟や外来での日々の診療のほかに、手術や救急などの対応に追われておりますので、それに加えてNICUの常駐業務を交代で回すには、一定の医師数が確保できなければ過度な負担をかけることとなります。

さらに、現時点での案の一つとしましては、ICUのほかに、HCU（ハイケアユニット）を置くことも計画しており、両方とも治療室内に常時医師を配置しなければならないため、NICUを含め3つの治療室にそれぞれ医師を常時配置し、交代で回していくことは大変に難しいと考えております。

なお、現在の置賜二次保健医療圏の新生児の対応につきましては、村山地域のNICU保有病院と公立置賜総合病院、米沢市立病院、小国町立病院をつないだ、周産期に特化した医療情報ネットワークにより妊婦の段階から情報を共有しており、一定の期間になった段階で妊婦を搬送する、あるいは出産後の母体、新生児の救急搬送が適切に行える、そのような仕組みができ上がっておりますので、新病院建設後も同様に取り扱ってまいりたいと考えております。

次に、妊婦、新生児が搬送されときの移動時間や振動に対する不安やリスク、子供と離れることの心配、不安などのさまざまな声にどのように対応するかということでございますが、一般的には一刻を争うようなケースはまれではありますが、それでもゼロというわけではありません。救

急搬送時における時間や道路の振動などの不安やリスクをお感じになられていることに大変心が痛む思いであります。また、子供をNICUに入室させて、通ってくる母親の心情を考えれば、当然NICUが近場にあったほうが良いと私も思っております。

しかし、医師の確保にめどが立たない状態で当院にNICUを設置するとなると、その多額の設備投資が使われずに、結果として無駄になるというリスクが生じてしまいます。それは絶対に避けなければなりません。

したがって、現時点での案としては、当院のICUで、つまり集中治療室で可能な限り対応し、どうしても搬送が必要な場合には、新たに開通する高速道路やドクターヘリを活用して、できるだけ不安やリスクをお感じにならないような方法での搬送を考えてまいりたいと、そのように思っております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○9番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。

防災・減災について、もう少しお聞きしたいところもあるのですが、時間の関係上、一つだけに絞らせていただきます。

解禁になった液体ミルクについては、まだまだ国内で出回るには時間がかかるということでございましたが、すぐ整備できるものとして、断水時の授乳用のためのボトル、いわゆる使い捨ての哺乳ボトルというものを整備できるのではないかなと思っております。これは、さまざまところで整備されておりますけれども、急なストレスで急に母乳が出なくなったお母さんや、それから環境の変化で母乳が出なくなったお母さん、また、もともとミルクで育てていらっしゃる赤ちゃんをお持ちのお母さんなどにとって大変、使い捨ての哺乳のボトルというものは有効ではないかなと私は思っておりますので、これについてどのよ

うにお考えか、お知らせください。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 哺乳ボトルのかかわりについては、ちょっとまだ具体的にこちらでは検討しておりませんので、研究させていただきたいと考えております。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○9番（齋藤千恵子議員） 質問席での質問になりますので、それについてはぜひ御検討いただきたいと思えます。

NICUの新設についてですが、大変厳しい環境の中ということは十分わかっているつもりですが、ここで1つだけ、市立病院から山形市内のNICUのある病院に搬送されたお母さんと子供さんの実例をぜひ紹介させてください。

これは御本人及び家族の了承を得た上での御紹介ということになるんですけれども、このお母さんは初産で、そして双子ちゃんでした。それで、切迫流産でずっと市立病院に入院していたのです。ただ、薬害ということで全身に発疹ができ、その痛み、かゆみに耐えながら、何とか34週を迎えたいということで日々、お医者様も看護師さんも、本人も家族も本当に一生懸命頑張っております。

ただ、残念ながら34週に入った途端に破水してしまっ、急遽、山形市内の病院に搬送されました。後から、彼女から伺った話によると、本当にこんなに山形が遠かったとは。それから、道路の段差のたびに、とても振動をひどく感じたという、大きなリスクをしょっての搬送でした。無事、双子ちゃんを産み、そしてお母さんも無事でした。

双子ちゃんはすぐNICUに入りまして、早速、宝物である初乳を何とか飲ませようとしたのですが、直接吸ってくれるわけでもなく、そして大変な痛みの中でマッサージを受けて、無事に、ほんのわずかでしたが飲ませることができました。

しかし、月満ちて産んであげられなかったというお母さんの、赤ちゃんを見るたびに自分を責め

る、そして泣き明かすというような入院時での様子だったようです。

お母さんのほうが先に退院する日を迎えました。退院する日は、バスで、病院が見える間中泣いて、そしてカーブでまた病院が見えると泣くという本当に後ろ髪を引かれる思いで退院をなさったそうです。

しかし、ここからが大変だったのです。母乳を届けるために、赤ちゃんに少しでも触れたり触ったり、そして話しかけたりしてあげるために、3泊4日で山形市内のホテルに泊まり込み、また米沢に帰って、そういう繰り返しの日々が続きました。家ではなかなか搾ることができない母乳を何とか搾乳し、冷凍して、それを届ける。そんな日々が続きました。

赤ちゃんを産んだばかりの人が、米沢―山形間を往復する、ホテルに泊まる、バスや車に乗る大変さは皆様、御想像いただけるものと思います。本来なら、授乳やおしめを取りかえるとき以外は寝て、安静にしているのが産後の状態なのです。

産後も、お医者様、そして全員が助産師の資格を持っているという看護師さんたち、それから臨床心理士の方々、たくさんの方々にフォローしていただきましたが、精神的にも追い込まれた状態が続きました。

もしNICUが市立病院にあったなら、ここまでつらいお産や産後にならずに、赤ちゃんを産んだ喜びにあふれていたのではないかと思います…。ちょっと長くなりましたが、ぜひ実例を紹介せずにはいられませんでした。

山形市内の病院に入院したときも、市立病院から同じようにNICUに入った赤ちゃん、妊婦さんがいらっしゃったそうです。市立病院の先生がその方についてきて、顔を見せてくださったなど、山形の病院のスタッフの方にも、それから米沢はもちろんのこと、米沢の市立病院のスタッフの方にも大変感謝しているという話でした。

この実例の後も、実はNICUに運ばれた赤

ちゃんのお母さんの話を伺いました。

その大変な思いを、喜びにあふれる出産という、女の人にとっては大事業をこういった形でしなければいけない。そんなつらい思いを少しでも緩和するということで、何としても新しい市立病院にNICUを新設していただきたいと、そんな思いで質問させていただきました。

全国的に産科、産科医、新生児医が不足しているということが大きな社会問題になっているこの現代で、なかなかお医者様の確保ということは御苦勞をなさっていらっしゃるんだと思うのですが、やはり三友堂病院と地域医療連携推進法人ということで進める中で、お医者様の確保ということが、その経緯の中でも何度となく伺いました。やっぱり、ICUの中にHCUということで、また高度な保育器ということではございましたが、時間の経過とともに、過去にもたくさんの、こうしたつらいお産をした方がいらっしゃるわけです。

やっぱり、たくさんの課題がある。そして、そのお医者様の確保ということは一筋縄ではいかないのだということも十分わかっておりますが、ぜひ何かそのお医者様の確保というところに関して手だてはないのでしょうか。その辺のことをもう一度教えてください。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 NICUという基準に合う施設をつくるのは、先ほど申し上げましたとおり、非常に大変な人数、スタッフが必要になりますが、先ほどICUの話をしましたが、それと類似した治療のできる体制を組むということは、先ほどの、新生児の専門医がいらっしゃれば可能ではないかと思いますが、先ほども、全県で4名しかいないと。だから、4施設ぐらいしかそういうのができないということなので、まずはそういう新生児の専門医を県として育てていく。その方を1人でも配置してもらえようことになれば、NICUそのものではないけれども、それに

類似した治療ができる体制ができるのではないかと。

そのように、私どもも産婦人科の教授と御相談しながら、また小児科の教授と御相談しながら、置賜に一刻も早くNICUと類似の治療ができるような体制をつくっていくことが大事だと、そのように思っております。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○9番（齋藤千恵子議員） ぜひお医者様の確保にさらなる御尽力をいただきたいと思います。

時間がちょっとありますので、済みません、大項目1番目に戻って、学校における防災教育のところであつただけお話しします。

私はずっと、何度か東日本大震災で被災した岩手県、宮城県の8年たった現状というところを見せていただいてまいりました。その中で、もちろんその復興が進んではおりますし、道路も旧道の脇に新しく新設されているなど、そういったハード面では大変復興しておりました。

一番驚いたのは、その沿線の小学校、中学校の防災教育、減災教育が進んでいることです。本当に、実際に教訓を糧として、防災教育、減災教育を実効性のあるものということで、各小学校で取り組んでいらっしゃる様子に本当に驚きました。

先ほど教育長の、子供さんの発達段階に合わせて、それぞれ行っていってほしいということでお聞きいたしまして、大変いいなと思っておりますが、鶴岡市で、沿岸に小学校があるせいなのでしょうか、先ほどお話があった防災アドバイザーを教育委員会に派遣して、生徒、児童のみならず、先生方も研修を行ったというような新聞記事がありました。その辺の防災アドバイザー、いわゆる専門家の方々の派遣などということはどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 今おっしゃったとおり、東日本大震災は大分ショックでありまして、学校

に勤めておる者は、やはり子供たちの命を守ることが一番大事だということで、防災教育については全県挙げて、本市でもありますけれども、取り組んでいるところであります。

今、防災のアドバイザーというお話がありましたが、県警などでもさまざま講師を派遣してくれる事業があります。私も以前、勤めていた学校でお招きしまして、その方は実際に被災地に赴いて救急活動をなさった方だったんですけれども、生々しいお話をお聞きして、非常に子供たちも、私たちも感銘を受けたところであります。

どうしても子供たちはさまざま、登下校であったり、自分で判断する場面が出てきますので、そういった取り組みを通して、防災に対する意識を高めたり、知識、能力を身につけることが大事だと思っておりますので、これからも引き続き学校で効果のある取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○9番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。

ぜひ自助、共助というところが、これからはほとんど、自分たちの命は、自分の命は自分で守る。それを表題だけでなく、やっぱり我が事として捉えられるように、行政側も、そして私たちもみんなで取り組んでいかなければいけないなと強く思ったところです。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で9番齋藤千恵子議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時17分 散 会

